

1. 平成30年第5回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成30年12月7日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程4 議案第149号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程5 議案第150号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第151号 郡上市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程7 議案第152号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程10 議案第162号 市道路線の廃止について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	乾 松 幸	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	丸 茂 紀 子	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	福 手 均	建 設 部 長	尾 藤 康 春
環境水道部長	馬 場 好 美	郡上偕楽園長	清 水 宗 人
教 育 次 長	丸 山 功	会 計 管 理 者	遠 藤 正 史
消 防 長	桑 原 正 明	郡上市民病院 事 務 局 長	古 田 年 久
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之
観 光 課 長	五味川 康 浩		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	竹 下 光
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 係 長	兼 山 美 由 紀		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には連日の出務、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 森喜人君、8番 田代はつ江君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程第2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 原 喜与美 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） 改めまして、おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は3点質問をさせていただきますが、よろしくをお願いいたします。

まず最初に、濃飛横断自動車道の早期全線開通に向けての取り組み状況について、お伺いをいたします。本件を含む市内を東西に結ぶ幹線道路につきましては、6番議員より初日に質問がありましたので、一部重複する点がありますが、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

濃飛横断自動車道の早期全線開通に向けましては、関係をするこの郡上市、下呂市、中津川市及び東白川村の3市1村が一丸となって早期全線開通に向けて、それぞれ御努力をいただいております。最近はリニア関係から、どうも中津川方面に集中しているような気がしてなりません。

現在、中部縦貫自動車道におきましては、福井県内で急ピッチに工事が進められており、話に聞

くところによりますと、10年以内には油坂峠へ接続をされるというような勢いでございます。

この中部縦貫自動車道がつながり、南北を結ぶ東海北陸自動車道と交わるということで、この本市から東濃方面へのアクセスが確実に必要となつてまいります。それが、まさにこの濃飛横断自動車道であり、東西をつなぐ主要道路ということになります。この自動車道の中で特に市内の堀越峠でございますが、この堀越峠におきましては、積雪のときや、また大雨のときの交通規制が多くカーブも強いことから、交通に対する危険の多いところでありまして、早急に地元の意向を踏まえたルート案を取りまとめて関係機関へ要望・陳情を重ねる必要があると思うわけでありまして。

もちろん、これまでに所管の部署において、沿線関係市町村と連携を協力されまして陳情を重ねてみえるところではあります。ことし10月に東白川村で開催をされました、平成30年度第2回濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の三市一村議会委員会合同会議において、国土交通省、中部地方整備局、岐阜国道事務所長さんの後援をいただきました。

その中で、濃飛横断自動車道の建設に際しまして、難工事が想定されます本市の堀越峠に特に言及をされ、地域の意向と強い熱意を国・県に伝えていくことが大切であるとの助言を賜りました。計画ルートにつきましては、今申し上げましたように、難工事が予想されるがゆえに関係機関において調査・研究をいただきながら、最良のルートを検討していただく必要があると思います。

郡上市が、南北を結ぶ東海北陸自動車道と東西をつなぐ中部縦貫自動車道の結節点となり、岐阜県の横軸としての東濃方面へのアクセス強化と産業・観光方面での拡大を含めた、いわゆるヒト・モノの流れに効果を発揮するのがこの自動車道であります。難所である堀越峠の解消は、地域の長年の念願でもあります。国・県の関係部署へ地域の実態の説明とその有効性をもとに、執拗なほどに粘り強く要望・陳情を重ねていただきたいと思います。その取り組み状況について、担当部長にお伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、ただいまの原議員の濃飛横断自動車道に関する要望活動等についての御質問にお答えをいたします。

この濃飛横断自動車道というのは地域高規格道路ということで、郡上市の八幡町から中津川市を結ぶ区間の延長約80キロメートルの事業区間での計画の道路でございます。平成6年の12月に地域高規格道路の計画路線として指定をされまして、その後、平成24年の7月に金山下呂間の5.1キロ、それから平成23年3月には和良金山間の3キロの間の供用開始ということで、現在は8.1キロについて供用中でございます。

そうした中で、この道路につきましては、東海北陸自動車道と中央自動車道及びリニア中央新幹線の岐阜県駅をつなぐ地域高規格道路でございまして、沿線地域のみならず、中部圏の広域的な連

携を促進する幹線ネットワークとしての効果も期待される道路でありまして、期成同盟会等において毎年、関係機関に対して要望活動を行っているところでございます。その要望活動については、市が行う要望活動と、それから先ほど議員申されました3市1村、中津川市、下呂市、東白川村、郡上市の3市1村で構成します濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会、そうした同盟会での要望活動もでございます。

それで、この平成30年度の濃飛横断自動車道のまず、この同盟会のほうでの要望活動でございますが、今年度は5回実施をしております。7月には岐阜県への要望、それから8月には中部地方整備局、また別の日にちで国への要望、国会議員、国土交通省、財務省関係でございます。それから、10月に中部地方整備局、11月にはまた国への要望、国会議員、国交省、財務省という形で5回要望に行っております。

また、市単独での要望では3回実施をしております、10月に中部地方整備局、それから11月には国への要望、国会議員、国土交通省、また11月に同じく岐阜県への要望という形で3回実施をいたしております。

郡上市といたしましては、要望の中で、特に堀越峠を含む八幡和良間、約17キロでございますが、この整備方針の決定と、それから技術的に難しい区間であることが想定されるために国への支援もお願いをしているところでございます。

岐阜県におかれましても現在、濃飛横断自動車道の今後の整備検討に必要となる道路の利用状況、また整備効果についても調査を進めるとともに、堀越峠を含む八幡和良間の具体的なルート検討を鋭意進めていただいております。

市独自では、八幡和良間の早期整備をアピールするために、八幡町とそれから和良町の2カ所でございますが、PR看板2基の設置工事を平成29年度の事業として施工いたしましたところでございます。

郡上市としては現在、県において、整備方針の決定に向けた検討業務を行っていただいておりますために、計画に対する課題の調整であったり、この道路によるストック効果を強くアピールする要素を提案するなど、事業化に向け全面的に協力しつつ、今後も強く要望を行っていく考えでございます。よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

今、部長のお話の中にいろいろと御努力をいただいているということでもありますのでありがたいと思いますが、いずれにしても全線開通実現に向けまして、とどまることなく全力で推し進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ここで、詳細につきましては、ただいま建設部長より答弁をいただきましたので、市長には申しわけありませんが、郡上市区間における堀越峠の改良を含む、この濃飛横断自動車道の早期開通に向けた熱い決意のほどをお聞かせいただければありがたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

以上、お願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

濃飛横断自動車道は、ただいま原議員のほうからもお話がございました。今、東海北陸自動車道の4車線化がほぼ完成の域に達している現時点においては、郡上市にとって最も大切な、これからの幹線道路網の整備の重要課題であるというふうに思っております。

この濃飛横断自動車道、いわゆる下呂と和良の間の8.1キロというのが完成をした後は当面、事業主体である岐阜県はリニア新幹線の関係で中津川のほうへ注力をするということで、なかなかこの和良八幡間の着手といたしますか、動きが難しかったわけですが、ここへ来て皆様も御承知の東海環状自動車道の西回り路線の整備のいろんな財政の仕組みが変わりまして、NEXCO中日本が相当程度、財政投融资資金を投入して、かなり今まで国が事業主体であり、県が負担金を持っていたという事業方式を財投資金を使って中日本高速道路がかなりやってくれと。その総額は約900億円余というふうに聞いております。

そうしますと、ほぼ3分の1負担をずうっと県が毎年含めてやっとなったわけですから、いわば3分の1分の300億円分というのが、そういう財政の仕組みによって岐阜県としては他の道路投資に回せるという勘定になるわけですが、そのようなこともあって今、岐阜県としてもこの濃飛横断自動車道の和良八幡間についても早急にやはり何とかしなきゃいけないという動きが出てきている。

これは私どもにとって非常に希望の持てることではございまして、今、県の郡上土木のほうでもいろんな予備調査を実際にやっただいていてということで、最大限のこれに対して協力をし、そしてまたこの地域高規格道路は事業主体は県ですけれども、国の補助金を使ってやるということであり、その国の補助金もどこにどれだけという箇所づけが国土交通省レベル、本省レベルでなされるというふうに聞いておりますので、しっかり国土交通省のほうへも働きかけをするということが大切だと思っております。

先ほど建設部長が申しあげましたように、これまで何回か国土交通省のほうへも行ってありますし、また国土交通省の要請に応じて財務省の公共担当の主計官にも要請に行っているということでございます。

今、私ども、この濃飛横断自動車道のちょうど通過をするところが郡上市、中津川市、それから

下呂市という、市名に上・中・下というふうな漢字が入っておりますので、ぜひ上中下街道と覚えてくださいというふうにアピールをしながらやっております。

今後ともこれについては、市民の皆さんのまた広範な支持、熱意もなければいけないと思っておりますので、皆様とともに、やはりこの道路の重要性を認識しながら執拗に要望をしまいたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

市長には、濃飛横断自動車道の早期全線開通に向けまして熱い胸のうちを聞かせていただきまして、大変ありがとうございました。お話にありましたように、私たちが一丸となって、市民を挙げて機運を高める必要があるかと思えます。

市長さんからも申しいただきましたが、執拗なほどに実は進めていかなければならないと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。市長のお力強い決意をお聞きしまして、気分よくこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

市の管理道であります、林道の一般利用者への注意喚起についてでございます。

森林作業に特化して建設し利用されております、市の管理道である林道について、林道は往々にして山間地の急峻な地形を通るため、条件の悪い場所に設置、建設される場合が多く、また簡易舗装であったり、未舗装であったりの路線もあり、一般的な市道とは整備状況も異なる構造であります。したがって、市道並みに一般車両が通行するには危険が伴うこととなります。

山林業者は専門車両で慎重に運行されますので危険回避の点からは安心ができると思えますが、一般の方々が行楽等の目的で、普通車両で市道並みに走行される場合はかなり危険が伴うと思うわけであります。

そこで、林道が一般道とは異なる道路である旨の注意喚起を促す必要があると考えます。また、そうした車両が注意を怠ったことによる事故については、道路管理者として責任を負いかねる旨の標示はできないものかと考えることもあるわけであります。それによって市が事故等に対する免責を唱えるというわけではございませんが、そうした利用者への注意は必要かと思うわけであります。林道であれ、市が管理する道路である以上は責任を回避または転嫁することはできないと思えますが、観光などの道路とは異なる林業目的の道路であることを利用者にはしっかりと伝える必要があると考えます。

免責の文言は別といたしまして、林業関係者の車両が通行する道路であることと、一般道とは異なる道路であるとの注意表示につきまして、その対応状況をお尋ねいたします。担当部長、よろし

くお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、お答えをいたします。

林道の利用上の注意喚起につきましては、市内の主要林道の入り口に注意を促す看板を設置し、利用者に注意を呼びかけておるところでございます。

郡上市の林業管理規則では、「林道の利用者は、この規定によって定められた事項を守り安全に留意して通行するよう努めるものとする。」というふうに定めております。平成21年度に市内の林道127路線154カ所につきまして、注意喚起の看板を設置しております。この設置につきましては、全ての林業ではございませんが、主要路線で一般車両の利用頻度のある路線を抽出して設置を行ったところでございます。

看板の表記の内容については、森林管理のためにつくられた道路であること、それで利用者の責任において安全を確認して通行していただきたいという旨、それから落石、路肩の崩れに十分注意をしてくださいという注意喚起であったり、無断で樹木や石、山菜等を採取してはいけませんであるとか、たき火、たばこの吸い殻、火気——火の気に十分注意をしていただくこと、また台風や大雨のときは危険なので通行しないでくださいというような内容の表示をいたしておりますし、危険な状況を市が判断した場合には、この看板に通行どめという標示を設置できるような形になっております。

こうした看板を各所に設置をいたしまして注意喚起行っておるところでございますが、先ほど議員も申されましたとおり、市が管理する林道ということでございますので、全ての責任を回避することは無理ではございますが、できる限りやはり利用者が安全に通行できたり、また危険なときは利用しないということができるよう形で注意喚起を行っているところでございます。まだまだ一般の方々にそうした内容が周知できていない状況もあろうかと思っておりますので、例えば広報紙等での注意喚起をするであるとか、そうしたことも行って広報をしてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

（3番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。

今、部長のお話で市内には154カ所設置をしてあるということで、私、林道をいろいろ通るんですが、余り気がついておりませんので、こうした質問をさせていただいたんですが、154カ所も設置してあるということならば、私も気がつかないかなあということを今思いつつ聞かせていただきましたが。

感じるところ、この看板がもしや劣化したり、または地域の樹木によって見えにくいというよう

なこともあるのではないかとということも思いますので、そうした点についてのフォローもひとつよろしく願い申し上げ、今お話しありましたように広報等も通じ、その看板だけでなしに、やはり市民の皆さん方にも知っていただき、また危険が想定される場合には、やはり通行どめというのも早目に出していただくということも必要ではないかなということも思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは次に、洪水——川の洪水でございますが、洪水時に対する橋脚——橋の脚なんですが、橋脚に水位の表示ができないかということでの質問をさせていただきます。

各議員からもお話がありましたが、ことしは大雨または台風、地震、猛暑と、さながら災害列島のイメージの強い年でございました。とりわけ、市内においても豪雨による洪水や氾濫が心配をされました。全国各地では被災されました方がたくさんお見えになりまして、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第でございます。

幸いにしてと申しては申しわけないですが、本市は人命にかかわるような大きな被害が出なかったということは、市民の皆さん方の日ごろの準備と市当局の手際よい避難情報等による避難も功を奏したものと安堵をいたしておるところでございます。こうした際の防災面においては、地域の方々各自の置かれた立場をしっかりと把握、認識をされて、市からの避難情報等に基づいて早目の対応・対処をしていただくことが重要であります。今後もこうした点については、各自治会等、また市民の方々に対しましても周知を徹底されるよう、指導・指示をお願いするところでございます。

そこで、今回はこの河川の洪水の関連についてお伺いをいたしますが、本市のケーブルテレビのデータ放送にて、市内の主な一級河川に設置してあります8カ所の監視カメラ画像を見ることができます。今回の大雨、台風の際には、私も避難所にてこの画像を見ておりました。

そこで感じたのは、この橋の脚ですが、橋脚に濁流が激しくぶつかる状況を見て、橋脚に水位測定用の目盛りの表示ができないものかということを感じたわけでございます。そうすれば増水の状況がわかりやすいと思うわけでありまして、全部の橋脚に表示するということは必要ございませんが、監視カメラの設置してある橋脚とか、または主な一級河川の主立った箇所の橋脚にその水位がわかるような表示ができないものか、検討を願うものでございます。一級河川、また道路によっては橋が国・県の管轄というようなことから、市においては自由がきかないかもしれませんが、関係機関への働きかけをお願いできたらありがたいと思うわけであります。

また、これに関連しまして、水位測定器が市内に16カ所設置または設置予定と聞いております。洪水時にはこの水位計によって避難情報を発信する基準として利用されていると思いますが、各自治会等への伝達とか、またはそうした流れ等をお聞きいたしたいと思うのと、こうした情報をでき

れば市内一円に共有することが大切かと考えますが、そうした点、対策についてもあわせて、よろしく御答弁いただければありがたいと思います。担当部長の御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 橋脚の水位表示と、それから避難情報の発令というところだとは思いますが、お答えさせていただきます。

ケーブルテレビのデータ放送で見ることができる河川カメラでございますが、議員が御指摘のとおり、8カ所ございます。高鷲町の天王橋、それから白鳥町の歩岐島、それから奥美濃大橋、大和町の和合橋、八幡町の八幡大橋、それから美並町の新美並橋、下田橋、それから和良町の法師丸橋ということでございます。

設置におきましては、県が設置しております新美並橋、下田橋は別として、除きまして、これは川の近くにある市の公共施設にカメラを設置してございます。そして、川の変化が少しでもわかりやすいように橋などの構造物に向けて、カメラをそういった方向に向けているというのが現状でございます。新美並橋、下田橋のように河川カメラが設置してあって避難判断のための水位測定箇所となっているような場所もございますが、それ以外の河川カメラの設置箇所6カ所でございますが、避難判断水位設定箇所とはなっていないということでございます。

新美並橋や下田橋につきましては、県がカメラを設置して避難判断水位も県で設置しているところで、こちらにつきましては橋脚などに水位の表示があるところもございます。新美並橋につきましては、見ていただきますと4メートルというラインが入っております。それ以外ちょっと下のほうは見えないんですけれども、その4メートルのラインが入っているだけという状況でございます。

河川カメラの映像でございますが、基本的に橋梁付近の全容がわかるように映しております、仮に橋脚や橋台に水位測定用の表示をしたとしても、カメラのズームアップ機能を活用したとしても正確な水位まではなかなか確認することはできないというふうに思っています。避難水位の特にまた設定がないところにつきましては、そういった水位がたとえ見えたとしても、市民の皆さんの避難判断に迷いを生じさせることにもなりかねないということも考えております。避難判断水位が設定されている箇所の水位の状況につきましては、岐阜県・川の防災情報なんかでも確認いただくことができますし、現在の河川カメラの活用目的というのは基本的に河川の増水状況などを見ていただくためにあると思っていただきたいと思いますというふうに思っています。

ただ、今後、カメラの設置箇所新たに避難判断水位の設定が必要となるような箇所が出てきた場合につきましては、必要に応じて国・県とも協議しながら、そういった表示についてもまた検討はしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それとあと、今、8カ所のほかでございますけれども、このほかにインターネットサイトの岐阜県・川の防災情報を見ていただきますと、新美並橋、下田橋のほかにも稲荷橋のほうも見ていただけるということもございますので、また御活用いただければというふうに思います。

それから、今の避難情報の発令の件でございますけれども、水位計のこともございます。水位計の設置状況でございますけれども、従来からの11カ所の水位観測所に設置してあるものに加えまして、今年度、県によりまして危機管理型の水位計というものが新たに5カ所設置されております。現時点で16カ所設置されているという状況になっております。危機管理型の水位計でございますが、今年度中に県によって——県管理の河川でございますが、さらに6カ所設置するということになっております。

あと、市といたしましても、市の管理しております河川で避難判断水位が設定されている箇所を初めといたしまして、距離的に職員が水位を確認に行くことが困難な箇所につきまして7カ所を一応、来年度から順次設置を進めていきたいというふうに考えております。

あと洪水時におけます避難情報でございますけれども、郡上市地域防災計画に定めます基準水位に達した場合に発令をさせていただいております。その基準といたしましては、避難判断水位に到達した場合は避難準備、高齢者等避難開始を発令させていただきますし、判断危険水位に到達した場合には避難勧告、そして決壊、また越流の発生またはそのおそれがあるような場合につきましては、避難指示を発令させていただいているという状況でございます。

この避難情報でございますけれども、避難所の開設準備ができた時点で発令するようにしております。今の現状では防災行政無線、それからケーブルテレビの文字放送、それからメール配信、市のホームページにより一応、市民の皆さんに通達をしております。

あわせて、自治会等につきましては、避難所の開設や運営をお願いするということもございますので、発令の旨を事前に自治会長等に一応お電話などでお伝えはしております。そういった状況でございますので、水位までの細かい情報まではなかなか自治会長さんには伝えられるような——現在、水位がこういった状況だということまでは伝えられるような状況ではございませんが、そういう水位に達したということについては一応連絡をさせていただいているというところでございます。

先ほども少し触れさせていただきました水位情報でございますけれども、岐阜県・川の防災情報であったり、河川情報センターの川の水位情報というものが今、水位計を設置してございます16カ所全てのものについて確認ができますので、郡上ケーブルテレビのデータ放送でも従来型の水位設置箇所7カ所については御確認いただけるということでございます。

今後は水位と、それから避難情報の発令の関係も含めまして、広報紙であるとか、それからケーブルテレビ、あと自主防災会の育成研修会等でそういったことも含めまして周知をしていきたいと

いうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。いろいろと御努力をいただいておりますということで感謝申し上げますが、今お話にもありましたように、その水位が上がった場合、既に市民に報道していただいておりますが、防災無線を通じて、その地域のどこそこの川の水位がこの状況になったよというような放送といいますか、それは今後もしっかりとしていただきたいなど。あれが一番我々にはわかりやすいといいますか、そう感じますので、水位計を設置されますまたその水位が危険状況になった場合には、そういった広報無線等を通じまして、市民にしっかりと周知していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、私の質問は終わりにします。時間をかなり残しましたが、これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 改めまして、おはようございます。きのうまでは絶好調の声をしておりましたが、ちょっと不摂生しまして聞き苦しいかとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

きょうは、3点ばかり通告をさせていただいておりますが、ただいま議長のほうから御許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

最初の質問につきましては、市の公共交通空白地ガイドライン見直しをというタイトルで挙げさせていただきました。

この件につきましては、ことしの3月の定例議会におきまして、市内の公共交通空白地はどこであらうかということからお伺いをいたしまして、その時点では市内の10自治会にあるというふうなお話も聞きまして、もう少しその空白地のことについて入っていくことができなかつたものですから、今回再度この通告をさせていただきました。と申しますのは今、郡上市で空白地として認めてというか、判断をしてみえる地区以外で、どうしてもバスは対岸を通っているけれど、なかなかそこへ行くのに時間がかかるし、遠いというふうなことで、お年寄りの方の特にそういった声がある地域がありましたので、そのことをきょう取り上げてさせていただきたいと思っております。

この空白地ガイドラインの中で、空白地にはなっていない市島でも全部ではございませんけれども、市島地域の公共交通の確保というふうなことで、そのことについての市の考え方をお伺いしたいと思います。特に、市島の地区につきましては現在、バスが全線通っていないというわけではなくて、せせらぎ街道・国道472号の明宝を出まして、立光というところから県道有穂中坪線のほうへ回りまして、それから林という地区で今度またせせらぎ街道へ戻ってくるという形になっておりまして、一部472号を通りながら県道有穂中坪線を一部通って、また国道に戻るということになっております。

したがいまして、ちょうど口明方小学校を中心にして南北でございしますが、約10キロメートルあると思いますけれども、その辺はかなり住宅も密集しておりまして、そこらあたりに住んでみえる方で、やはりどうしても——家族と一緒に住んでみえるけれども、昼間はやっぱり若い人たちは仕事に行ってみえるので、病院へ行きたいとか買い物に行きたいということになっても、最寄りの停留所はせせらぎ街道の472号の中央橋というところまで出なきゃならんというふうなことがあって、買い物の帰りなんかは荷物を持ってまた歩いて戻ってこんならんというようなことで、空白地区ではないんですけれども、準空白地区のようなところがございます。

そういったことで、市島の具体的に言うと、中上から中中、中下地区のあたりの皆さん方の足の確保といえますか、そういったことで何とか——明宝線が通っておりますけれども、対岸の472号を、そのバスを週に2回とか日にちを決めてでもいいけれども、あそこへ臨時に回ってみるというようなことの試行ができないかどうかということをお伺いしたいので、今回の質問のテーマにさせていただきました。

いずれにしても、もう今既に高齢化は進んでおりまして間近な問題でございしますので、市のほうも郡上市地域の交通網形成計画というものを立てておられて、その中ではやっぱり安心して住み続けられる公共交通ネットワークの構築というものを一番の全体方針に掲げておられますし、その目指す姿の中では公共交通空白地の解消であるとか、あるいは交通弱者に対する移動手段の確保というようなことも掲げられておりますが、そういった見地から、便利なようで意外と不便なところがあるということから今回の質問をさせていただきますので、回答は市長公室長ですか、よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

まず、交通空白地のガイドラインの見直しについてでございますが、本市の公共交通空白地のガイドラインにつきましては、昨年度の郡上市地域公共交通網形成計画を策定する際におきまして、地域の実情に合わせた交通空白地の基準となるよう、地域公共交通会議に諮って見直しを行ったものでございます。

この見直しの内容といたしましては、御承知のとおり、公共交通がカバーする範囲の設定におきまして、従来からの鉄道の駅から1キロメートル、またバス停から500メートルといった基準に、新たに「住家からバス停までの勾配が10%以上の場合にはバス停から300メートル」という基準を加えたものでありますが、この範囲内にある人口の割合が自治会単位で見ても85%未満の自治会を交通空白地域としているところでございます。

このように公共交通空白地のガイドラインは昨年見直しを行ったばかりでございまして、かつ、この基準による空白地域を解消する事業に取り組んでおる最中でございますので、当面はこのガイドラインの見直しを進めることは控えたいというふうに思っております。

しかし、八幡町市島地区のように、市内にはこの交通空白地域ではないものの、公共交通の使い勝手が悪い、いわゆる交通不便地域があり、他にもそのような地域がございまして、改善の要望も伺っているところでございますので、引き続き利便性の向上に向けまして交通事業者等とも協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、明宝線における八幡町市島地区の運行路線の見直しについてでございますが、八幡町と明宝地域を結ぶ明宝線は、有限会社八幡観光バスさんが運行されております事業者路線でございます。この明宝線の運行ルートのあり方につきましては、昨年度、公共交通網形成計画を策定する際に当該事業者とも少なからず協議を行ってきたところでございます。

なお、明宝線の利用者数については、直近の3年間平均で年間約2万人でございまして、高校生の通学や高齢者の通院等が主な利用目的であると理解しております。

この明宝線の課題といたしましては、御指摘のとおり、吉田川を挟んで兩岸にそれぞれ住宅が建っておりますけれども、バス路線としてはどちらか一方しか通行できていない現状でございまして、御質問の八幡町市島地区につきましては、対岸の国道472号側をバスが運行しているため、市島地区からは対岸のバス停までの距離が遠いということがネックになっております。そのため、高校生などは自転車でバス停まで行くことができますけれども、御高齢の方にとってはとても利用しにくい状況にあると考えております。

こういった現状を解消する方法といたしましては、より住宅の戸数が多いエリアへも一定の便の路線をルート変更するという方法などが考えられます。ところが、御承知のとおり、市島の中上地区から中下地区にかけては、県道有穂中坪線の道路幅員がかなり狭い箇所がございますので、これも運行事業者との協議を行ってきておりますけれども、現在の路線バスの車両での通行やすれ違い、こういったことが困難な状況でございますので、路線バスの安全確保が難しく、そういったルート変更には至っていないというのが現状でございます。

協議の中では、八幡観光バスさんとしても、バス利用者の減少を食いとめるための利便性の向上ということを考えておられますので、このところ住宅が増加してきております市島地区への乗り入

れを早く行いたいという考えではございますけれども、近年のバス事故報道などによりまして、全国的にバス運行に係る安全管理の徹底がさらに強化されてきており、第一に運行の安全が確保できない状況では同地区への乗り入れに踏み切れない状況となっているようでございます。

なお、地元からは、この県道有穂中坪線における幅員狭小箇所の道路改良に関しまして、要望活動等がされております。また、これまでも少しずつ改良工事が進んできておりますので、その進捗状況を見ながら、引き続き明宝線の運行ルートにつきまして、できる限り地域の実情に合ったものに見直していけるよう協議を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) ありがとうございます。空白地の認定であるとか、あるいはバス路線の運行の将来的な可能性というようなことのお話をお聞きしまして、やはりそれは安全ということは公共交通の一番の基本中の基本だというふうに理解をいたしまして、そのことについては無理をして納得をするというふうな感じかと思いますが。

確かに今、県道有穂中坪線は高雄神社のところから口明方のライスセンターのあたりまでがまだ狭小な狭い道路区間でございまして、地元の方からもそういう改良の要望も出てございまして、毎年、ことしもそうでしたけれども、市を初め、建設部が中心になっていただいて地元自治会もお願いして、市あるいは県のほうへと要望もしておっていただいておりますが、なかなかやっぱり一長一短には行かないけれども、これは継続してそのほうはお願いしていくということになろうと思いますが。

とりあえず現実にはいろいろ困ってみえる方が、やはりちょうど中中のあたりから中下のあたりは本当に戸数が多いもんですから、住宅の密度が。何とかできんやろかというふうなことがございますが、バス路線が中中・中下のほうへ回るといことは今の段階では厳しいといことはよくわかりましたが、またそれでも通院であるとか買い物であるとかという移動の手段というものについて、何か地元の方々とまた協議していく中で、よい案がないかなあというようなことも思っておりますが、もし検討されておりましたら、お伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 昨年度策定いたしました地域公共交通網形成計画では、タクシーも公共交通の一つとして位置づけておるところでございまして。このタクシーも地域の皆さんに利用していただくことで、タクシー事業者が市内で継続して事業を行っていただけるということを思っております。

そこで例えば、地域の高齢者の皆さんに数人のグループをつくっていただきまして、タクシーに乗り合って病院や買い物に行っていただくというようなことも考えられるのではないかと考えております。交通不便地域にはさまざまな要因がございましてけれども、場合によってはバスに限らずタ

クシーの活用も考えながら、地域の実情に即した移動方法について検討して御提案を申し上げることができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) ありがとうございます。代替路線といいますが、代替対策といいますが、やはりそういったことで御検討いただければ、また御指導いただければ、地域の方々とも話をしながら改善策を探っていきたいというふうに思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問事項に移らせていただきます。

皆様もう既に御承知のように、ことしの7月あるいは9月、また台風21号、豪雨と強風というようなことで本当に郡上市も、人命には影響はなかったものの、家屋の床下・床上浸水もあつたり、道路等の決壊もあつたりというようなことがありました。それでも、この程度で済んだといいますが、御質問させてもらったことはありがたいと思っておりますが、この災害復旧事業につきましては自然災害でありますので、それに対応しなきゃならんのですけれども、特に被災された方には本当に大変だったと思いますし、またこれを復旧しようと思うと、やはり市も建設部あたりを中心にして幹部の皆さん、関係職員の皆さんも本当にこれは現場確認から、あるいはまた設計作業とかを含めて発注に至る段階までには相当やっぱり大変だったろうというふうに思いますし、まだまだこれは続くような感じがいたします。

もちろん、市の事業ばかりではなくて、県土木事務所、農林事務所もそうでございますけれども、岐阜県も国も挙げてのこういう事業の復旧事業ということになろうと思っておりますが、市民の皆さんからは結構それぞれのいろんな被災場所で「本当に早く応急処置をしていただいた」という声もたくさんいただいておりますが、いよいよ本格的な復旧工事への着工と、あるいは完成ということが視野に入ってきましたが、一部のところでは「早うやってもらえんやろかなあ」というふうな心配もある中で聞いてみますと、郡上市の発注は結構スピード感が今回あったというふうなことも聞いておりまして、「ありがたかった」と、「早くやってもらえてありがたいわ」というふうなお話も聞いておりますが、建設部長のほうで把握してみえましたら、特に土木の関係あるいは農林の関係——施設につきましてはちょっと省きたいと思っておりますけれども、その辺のところの郡上市の所管の事業の査定状況であるとか、あるいは復旧事業の計画、着工、完成等の見通しがありましたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) それでは、ただいまの清水議員の御質問、災害の復旧、また査定の状況等に関することというふうにお聞きしますので、そういった関係についてお答えをいたしたいと思っております。

平成30年6月の26日から7月の9日にかけて発生しました梅雨前線の豪雨災害、この豪雨災害による災害復旧について、御回答をさせていただきます。

平成30年9月の3日から11月の2日までの間で、6週間を駆けまして査定を実施していただきました。この市所管の土木関係につきましては、道路については27カ所、河川は18カ所、橋梁が1カ所、合計で46カ所でございます。査定額は5億6,369万2,000円となりまして、申請に対しまして98.2%の査定率でございました。

次に、林道につきましては、32カ所、査定額が1億4,988万4,000円で86.9%の査定率でございます。また、土地改良関係については、農地が10カ所、農業用施設関係が15カ所、頭首工用水道路、揚水機等でございますが、合計で25カ所、査定額は3億4,038万4,000円となりまして、査定率は95.6%という状況でございます。こうした土木関係、林道、それから土地改良関係で合計しますと、査定額の合計が10億5,396万円という状況でございます。

また、これらの災害復旧に向けての工事の着工でございますけれども、査定が終わりまして、とにかく年度内完了に向けて早期発注に努めているところでございます。また、内容によりましては、事業の規模及び関係機関の調整等によりまして、繰り越しをかける事業等も当然出てくると思えますけれども、早期完了を目指し努力をしているところでございます。

また、農地や農業用施設関係については、来年の農業の時期もございまして、代かき時期までには通水できるよう努力をしております。

また、11月末現在での工事の発注率でございますが、土木工事については89.1%、それから林道関係は68.8%、それから農地・農業用施設は44%ということで、また農地・農業用施設は若干低うございますけれども、こちらの査定が一番最後のほうまでかかったと。11月まで入り込んで農地関係は査定を受けたということで、発注率が若干低うございますが、そうは言いますが、来年のそうした農繁期の時期に向けましての復旧に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、できる限り年内に大方の発注はしていきたいということを思います。

また、災害の内容によりましては、県の復旧が終わらないと手がつけられないというような箇所も若干ございまして、そうしたところのまた時期については少しおくれるというところも中にはございますが、早期復旧に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 建設部長、ありがとうございます。本当にこれはここまで来られるのは大変だったというふうに思いますし、関係各位に対しても感謝を申し上げたいと思います。

市内の業界の方々も、一昨年は本当に災害がなかったということからいったら、ことはまだ出るのかなというぐらいまでその仕事が出てきたというふうなことも言っておられますけれども、本

当にそういう意味では災害が地域——郡上市民にとっては人命には至りませんでしたので、これを復旧事業として公共事業としてもなるわけでございますけれども、早い対応をしていただいたということについては感謝を申し上げながら、これからさらにまだ続くという、この業務は今後も続くということで早期の完成を目指して御尽力を賜りたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

郡上市制15周年となる31年度——31年度とは言わないかもしれませんが、2019年の記念事業等の計画はということで、特に市長さんということでテーマにさせていただきました。

10周年の記念の式典もございまして、そのときに講師の方のお話を聞きながら思い出しておりますけれども、いよいよこのいろんな特例、地方交付税、それから合併特例債と、そういった合併のために国が制度化してくれたそういう制度というものはこれで終了するわけですが、そうすると、いよいよ全国の合併しなかった市と同等の立場での自立する郡上市という形で今後は市政運営をしていかなきゃならないという時代を迎えたというふうなことでございます。

先ほどのお話の中で、この郡上市を見てみると、災害で見ると50年、60年、70年、100年という、そういう火災であるとか地震であるとか台風であるとかというような節目の、ことしはそういう年になるということで、ことしも災害を受けてさらに帯を締め直してというふうな形ではないかなと思いますけれども、もっとこれから後2030年、2040年という——もうそれ以上のスパンはちょっと自分も余りこう考えができませんけれども、これから先10年あるいは20年というものの先をこのところでいま一度、15年を迎えて、あのときの1,000億円の建設計画ですか、そういったものであったりとか、あの合併のときの7町村のいろんな思いであったりとか、そしてそのときにはやはり皆さんが残っておってもイバラの道か、合併してもイバラの道なんやろかというようなことのいろんな思いの中で、それぞれの思いを込めて当時あの15年前に合併したことを今思い出します。

そういったことがありましたけれども、ここ15年たちまして、本当にいろんな意味で市民の方、執行部はもちろんですが、議会も含めていろんな壁やハードルを乗り越えてきたかなあと。そして、今日の15年があるかなあとということも思いますし、片やこれからの10年、20年はやはり人口減少と高齢化社会ということをもろに受けていくまた市政運営であろうと思いますし、市も移住とか定住とか対策も打ちながら、あるいは空き家というようなそういう対策も打ちながらやっておりますけれども。

私もたまたま某テレビで、こんなところに一軒家という番組を時々、好きなもんで見ているんですけど、そうすると、その一軒家へ行く途中にもう荒れ果てた集落の石積みが残ったり、そういうのを見まして「ああ、これは日本の今の姿なんやなあ。現実なんやなあ」というようなことを思ったりしますと、まず、これから10年、20年後には例えば明宝地域でも小さな集落だと、恐ら

く消滅とまでは行かなくても維持できない地域は絶対にこれは出てくるなあということ避けられないと思います。

でも今、郡上市は観光立市という一つの姿勢といいますか、大きな方針を立てて、それを生業にして、またそれにかかわる人たちがそれを生業とできるような産業構造を構築して未来へつないでいこうという、市長のいよいよ3年目の年を迎えるわけですけれども、そういったことを考えたときに、やっぱりいま一度、今までの15年の総括と、これからへの課題というものを私たちも市長さんや幹部の皆さんと一緒に共有をしながら、進んでいくべきときは進んでいかないかと思っております。

それには、今の公共施設のワークショップ等を延長してでもしっかり聞いていこうよ、住民の声をと、そういったことも考え合わせまして、やはり未来へつないでいく努力を今もしておっていただいていますけれども、これからもさらに進めていきながら、この郡上市は不滅であるということが、やっぱりここにおる者の生きがいでありまして、将来への夢でもあると思いますので、そんなことを思いながら、日置市長さんになられてもう三期目ということでございますし、その多くを郡上市とともに歩んできていただいたという思いの中で、市長のこれからの——今までのことも思いながら、これからの郡上市についての思いを聞きたいなということで、このテーマを挙げさせていただきました。

特別に記念事業をどうのこうのとかではないですけれども、何かそういったことも一つのきっかけにしながら次への新しい一歩を、平成も終わりますので、やっぱりそういうところも含めて新しい元年に向かっていける、そんなことを私たちも共有していきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、御指摘のように来年、年が明けまして——まだ平成のうちですが、平成31年3月1日という日は、郡上市が町村合併をして市制を施行した、そういうことで満15年ということを経過する日であります。そういう意味で、何らかのそういう節目というものに関連をして何かを行う気はないかと、こういうことだろうというふうに思います。

何周年記念というのは切りのいいところで10周年、20周年、30周年とか100周年とかいう刻み方もございますが、確かにそういう単位ではありませんけれども、15年という節目も決して意味のない節目ではないというふうに思っております。

とりわけ合併市町村にとりましては、御指摘もありましたけれども、この15年間、財政的に言いますと普通・地方交付税の合併算定替特例が切れて、来年はもう全くそういう特例なしの時代を迎えますし、合併当初言われていた合併特例債、いわゆる合特債というものも制度的には、これはま

た全国的には15年から20年に普通の地域は延長されておりますが、郡上市にとっては、たびたび申し上げておりますように、郡上市に大体割り振られたといえますか、計算をされた合併特例債の枠はこの30年度で、若干端数が出るかもしれませんが、ほぼ使い切るといってごさいますから、そういう特例もなくなるということで、少なくとも財政的には——自転車に乗ることに例えますと、両脇に補助輪がついていたのが、その補助輪がなくなって自立をして前に進んでいかなければいけないと、こういう時期に来ているという合併市町村としての節目というものがあるというふうに思っています。

また、来年は、先ほどもお話がございましたように、まだ明らかではございませんが、新しい年号のもと、〇〇元年という新しい時代へ向かって進むという時期でもあるというふうに思っております。

それから、ことしは現実にたくさんの災害を経験したわけでごさいますけれども、たびたび申し上げておりますように、大正8年の八幡の大正の大火の100年あるいは昭和34年の伊勢湾台風から満60年とか、地震、大火、風水害といったような、郡上市がかつてこうむった災害の中で大きなものの〇〇周年という節目にも当たるということで、そういう防災ということを考えると、こういうことのよい機会でもあるというふうに思っております。そういうことで、私も実は来年度、何らかのことをしたいというふうに思っております。

ことしは例えば、大垣市制は100周年でございました。招かれて行きましたが、大垣市では100周年にちなんで100のプロジェクトを行うということで、ちょうどその100周年記念事業を行っておられるところで、まだその100の事業のうちの50を済ませたところだと市長さんはおっしゃっていらっしゃいましたが、まだ今も続いているだろうというふうに思います。

そういういろんなやり方があると思いますが、郡上市においても、先ほどもお話がございましたように、この10周年を記念して、ちょうど平成26年の3月1日に藻谷浩介氏をお呼びして、これからの地域の振興を考えるということで記念講演会をいたしましたし、年度が明けて平成26年の5月の25日でごさいましたが、この日に、いわば10周年の記念祝賀式典と催し事を行ったというようなことで映像をつくったり、簡単ではございますが、こういう「郡上市合併・市制施行10年のあゆみ」というような小冊子もつくって皆様に配布をさせていただいたりいたしました。あるいは10年の歩みということ振り返って、合併当時、御尽力をいただいた方々に対する特別表彰というようなこともさせていただきました。

ことしは私が考えますに、ただいま申し上げたようないろんな背景の中で、特別の祝賀の式典というよりは、やはりおっしゃったように、15年というものの歩みを振り返ると。合併当時の初心に帰って、そしてこの郡上市制が15年間歩んできたことを検証しつつ、そして過去を振り返りながら、そして新しい時代を迎えるということで、新しい時代へ向かって挑戦をしていこうという決意を固

めるような、そんなことを考えていったらどうかなあというふうに思っている次第でございます。

そしてあわせて、先ほど申し上げました防災の面については改めて、いわば気持ちを引き締め直し、またいろんな形で市民の皆さんとともに、この防災ということについて考え、備えを厚くしていくというようなことです。そんなようなことをぜひやってまいったらどうかなあというふうに思っております。

これから具体的に予算編成をしていきますので、各部にもこの問題を投げかけて、そしてこれまでの動き、市制の歩みを総括しながら、これからの未来へ向かっての歩みをどう進めるかということと考え、行動に移すよい機会だというふうに思っております。

論語にも割と冒頭のほうの部分の「為政篇」という篇の中に、皆さんよく御承知の「吾十有五にして学に志し、三十にして立ち、四十にして惑わず」というような年齢の節目に当たっての言葉がありますが、ちょうど15にしてということで15歳というのは、私よくいつも言うんですが、子どもたちも中学生から高校生になるという年でもありますし、自覚的にこれからの歩みに向かって志を固める年ということでもあります。そんな意味も含めて15という、満15になった市制というものについて、皆さんとともにやっぱり考え行動していくという、もう一度ここでしっかりとそんな初心に帰って郡上市制というものを進める、あるいは郡上の地域づくりを進めるためのよい節目の年にしたいというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 日置市長さん、ありがとうございました。

初心という言葉聞いて今どきとしながら、でも15年というと、今のスピード感でいうと本当に昔のかつての15年よりももっと早く進んでいるので、そのいろんなことを短い時間にやってきたかなあという感じがいたします。昭和の終わりぐらいから平成の中ほどにかけてはもう本当にバブルで行け行けどんどんで、もう何でも前へ進め前へ進めで来ましたけれども、今これからは検証と選択をしながら、次へどう進んでいくかという時代にやっぱりなってきたかなあということを感じました。

この間も明宝のワークショップをのぞいておりましたら、公共施設の今の若い方々はやはりもう昔のことにこだわらないとか、捉われないというのがありまして、自分たちからすると「おお、それでいいのかよ」というようなところもありますけれども、やっぱりそれがまた次の世代へ託す魅力かなあなんてことを思いながら感じております。

15年というのはちょっと切りがいいようで悪いような年ではありますけれども、合併というのを経験したこの郡上市にとっては、やはり一つ立ちどまって今、市長さんがおっしゃったように、立ちどまりながら次を考えていくという分岐点になることは間違いないかなあということをお

ります。未来へ続く郡上市の節目をまたどうやって次へ乗り越えて展開していくかという、そういう課題でもあり、また若い人たちにとっての希望でもありというふうな、ひとつ〇〇年度、2019年はそんな年にできたらいいなあというふうに思っております。

市長さんを初め、関係各位のまたお力をおかりしながら、私たちも一緒にそのことを共有しながら進んでいきたいと思っております。誠意ある御回答をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上で、私の質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどにします。

(午前10時42分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時59分)

◇ 古川文雄君

○議長（兼山悌孝君） 11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は3点について質問をさせていただきます。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

1点目でございますが、高校通学費助成事業の状況と同助成事業の拡充を望むでございます。

今年度御配慮いただき、予算計上いただいてスタートしました市内高校通学費助成事業の今年度、対象生徒の生徒数と支給額の状況はいかがでしょうか。

また、助成事業による本市の負担軽減の成果はどのようでしょうか。

また、私の3月の一般質問の中で、特別加算を御検討いただける旨を伺っておりますが、市内高校の高額通学費の検討状況はいかがでしょうか。来春に向けまして、市内高校入学者増加を目指して市内高校存続のために、郡上市から早目に生徒・保護者への通学費助成制度の周知や案内等の積極的な働きかけをしていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

この助成制度は、市内高校の存続がメインの助成制度であることは十分理解しておりますが、現状、郡上市内では市外高校・中学生も全体の約20%以上の生徒がおられます。来年度に向けまして、保護者の負担軽減と公費の公平性のためにも、ぜひとも市内高校生への何らかの助成が保護者の皆様方から強く要望されております。

3月の私の質問時に、市長さんから一つの課題、問題として捉えたとの御答弁をいただいてお

りますが、市長さん、いかがお考えでしょうか。

1点目の御答弁、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、私のほうからは高校の通学費助成の3点につきまして、まずはお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、通学費助成制度の現状でございますけれども、この制度につきましては、市内の高校の生徒の確保と高校の維持・存続、保護者の経費負担の削減を図るということを目的に今年度から実施をしておる事業でございます。

具体的には、公共交通機関による通学定期券の購入費につきまして、1カ月当たり8,000円を控除し、残りの2分の1を補助金として交付するものです。この補助を行った結果、保護者の負担額が1カ月当たり1万2,000円を超える場合は、超えた額を全額補助するという制度でございます。

今、前期の4月から9月分までの申請が出てきておりますので、その申請に基づいた状況でお答えをいたしますが、まずは申請生徒数についてでございますが、郡上高校は194人で、全校生徒687人の28.2%でございます。郡上北高校は80人で、全校生徒292人の27.4%でございます。

次に、年間の通学費についてですが、郡上高校は、1人当たりの平均でございますが、20万5,400円、郡上北高校は、1人当たりの平均が18万2,100円になる見込みでございます。

次に、年間の支給額についてでございますが、郡上高校は、総額ですが、通常の補助金分で1,061万2,000円、特別補助金で233万6,000円、合計1,294万8,000円の見込みでございます。郡上北高校は、通常の補助金で344万4,000円、特別補助金で85万1,000円、合計429万5,000円。両校合計で1,724万3,000円となる見込みでございます。

補助金の交付による保護者の負担軽減の成果につきましては、事業開始年度の途中でございまして、今後いろいろ意見を集約などして整理をしていきたいというふうに考えております。

以上が1点目でございます。

それから、次にお尋ねの特別加算と言われましたが、いわゆる特別補助についてでございますが、これは1万2,000円を超えるということでございますので、この結果、保護者の1年間の負担額というのは、いろいろ端数の関係の増減はございますけれども、おおむね1万2,000円掛ける12カ月ということで年額が14万4,000円程度、一つの上限の目安になってくると思われま。

一例としてですけれども、郡上高校の通学費の年間見込み額の最高は28万6,000円、これは高鷲の方でございますけれども、補助金額が14万1,000円、保護者負担額が14万5,000円となる見込みであります。同様に、郡上北高校の年間見込み額の最高は39万円、これは美並町の方でございますが、補助金額が24万6,000円、保護者負担額が14万4,000円ほどになるというような見込みでございます。

それから、3点目の周知のことでございますけれども、この事業がスタートした際に、教育委員

会の事務局の職員が2つの高校を訪問しまして、制度の趣旨と手続について説明をさせていただきまして、全ての生徒の家庭に周知をしていただくようお願いをいたしました。

また、先月は小中の校長会でも説明をしまして、各学校を通じて全ての生徒・保護者にチラシを配布していただくようお願いをいたしました。

また、現在の中学校の3年生ですけれども、郡高、北高への進学予定者については、3月の卒業までに申請をしていただくように依頼をしておるところでございます。

また、1年生、2年生につきましても、三者懇談等を活用しながら、制度の趣旨が十分伝わるよう、積極的に周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 高校生の通学費の補助に関する最後の御質問でございますが、この制度が発足した今年度、郡上市内の2つの県立高校に通学をする生徒さんの通学費を助成すると、こういうことでございます。

この前、古川議員の御質問にもお答えをいたしました。この制度は、一方で、確かに保護者負担の軽減ということと、それからもう一つは、郡上市内の中学卒業生がだんだん少なくなっていく中で、これだけ広い地域の中で2つの県立高校を維持していただくということが郡上市にとっては大きなやはり大切なところであると、課題であるという観点から、この2つの県立高校に通う生徒さんの通学費を助成するというのもって、できるだけこの郡上市内の中学卒業生の皆さんにこの2つの高校へ通うことを選択してもらいたいと。それをいわば推奨、誘導をするための政策と、こういうふうに位置づけて発足をいたしましたところでございます。

今年度、平成30年度のこの補助制度は実質的には、それぞれ生徒さんたちがもう進学を決められた後に発足をしておりますので、この制度がいかに郡上市内の2つの高校へ入学を選択することの誘引としてどの程度の効果を持つかというのは、今年度のことではちょっとわからない。むしろ、その政策の成果・効果というものは来年度のこういう制度を前提にして、来年度の進学をこの郡上市内の中学生の皆さんが、あるいは保護者の皆さんがどう選択をされていくかということでございますので、制度の趣旨等を先ほど教育次長が説明しましたように御説明しながら、そうした政策の目的が効果を持つように今努力をしているところございまして、その効果を来春の進学の結果を見て判断をいただきたいというふうに思っているところでございます。

この県立の2つの高校へ通うことに限って補助をするということについては、市外の高校へ通われる方についての御本人や保護者の皆さんにとっては、そうではなくて、やはり一定の補助をしてほしいというお気持ちはわかりますが、その補助の仕方も確かに議論はいろいろあると思います。全く同一だと、その政策効果を減殺してしまうことにもなるわけでありまして、いかにあるべきか

ということが課題だということは申し上げたとおりであります、今のところは来年度のやはり制度というもの、その効果というものを見極めて考えてまいりたいというふうに思っております。

郡上の子どもは選択肢がないという話も出ました。確かにそういうふうに2校についての進学について、交通費助成をするということは選択の幅を狭められているという思いもあるかもしれませんが、この前、冒頭の提案説明のときにも申し上げましたように、郡上北高校、郡上高校ともに来年度の入学者から学科編成を改変して、かなりいろんな将来の進路に適応するような形で授業内容等も変えられるということも十分御理解をいただき、学校選択をしていただければというふうに思っております。

したがって、市外へ通う高校生への通学補助もということもございしますが、現時点においては、来年度においても同様の措置をするということを私としては判断をいたしております。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 11番 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 教育次長さんから、細部にわたる御答弁をいただきまして、ありがとうございました。また、このたびの補正予算にて通学費助成事業の増額の予算計上をいただきまして、ありがとうございました。

また、市長さんからは細部にわたる御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

昨日の14番議員さんからも、市外高校通学費助成事業の早期実現の要望がありました。あわせて、市外の高校生も長良川鉄道を使つての通学でございますので、来年度に向けまして、ぜひとも市外高校生への何らかの通学費助成の実現に向けまして、来年度以降、早期に御配慮をいただきますようお願い申し上げまして、1点目の質問を終わります。

2点目の質問でございますけれども、来年度予算編成方針重点と予算規模と主要事業はでございます。

来年度の予算編成に向けまして各部署におかれまして、市民の皆様方の意向をもとに取り組んでいただいていると思いますが、来年度の予算編成の方針並びに重点と予算規模はどのようにお考えでしょうか。

あわせて、主要事業の方向性について、どのようにお考えでしょうか。

また、現在の課題であります、ことしの災害を踏まえた来年度の事業実施報告と小中学校のエアコン整備については、いかがお考えでしょうか。

あわせて、予算財源の一部でもあります、交付税の額と起債の借り入れ予定見込み額は、どのようにお考えでしょうか。

2点目の御答弁をよろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 来年度の予算編成についてのお尋ねでございますが、平成31年度予算の編成作業に今、副市長と各部局との間で精力的に取り組んでいただいておりますが、来年度の予算編成に向けて各部局に予算編成の基本方針というのを通知いたしておりますけれども、その重点はこれまでの第二次郡上市総合計画あるいは地方創生に関連をいたしました、この進めていきます郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに掲げる目標を実現するためということで、これまでと変わらず、そうしたことを重点に進めていきたいというふうに思っております。

中でも、人づくり、雇用対策あるいは、この観光立市郡上の推進あるいは、ことし大変な経験をいたしましたけれども、この防災・減災対策の推進と、こうしたようなことを特に重点に予算編成を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

予算規模についてでありますけれども、来年度、歳入の面においては現在いろいろ話題になっております、来年度の後半からの消費税率の引き上げというようなことで、これは地方消費税のほうも一定の比率で引き上がってこられるわけですから、それに対する県からの地方消費税の交付金というようなものも一定の額はふえるだろうというようなこともございますし、最近話題になってきました森林環境譲与税というようなものの交付というのも始まるというような、そのこともございますけれども、先ほどの清水議員のお話にもございましたように、普通交付税の合併算定替特例の終了あるいは合特債の活用も終了というような中で、来年度はかなり実際には厳しい予算規模ということをご想定しながらやっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

平成30年度のこの当初予算の規模が281億7,700万円ということで、平成30年度も大きな予算を組みました対29年度予算と比べますと減額の予算を組んだわけでございますけれども、平成31年度の予算規模は、平成30年度の281億円をかなり下回った予算を組まざるを得ないというふうには思っているところでございます。

来年度の主要事業、重点事業につきましては、先ほど申し上げましたような編成方針に従いまして、重点となる予算を組んでまいりたいと思っておりますが、継続事業といたしましては現在進めておりますホテル積翠園の改修であるとか、あるいは短歌交流館の建設であるとか、あるいは市内一円の情報基盤の光化の事業であるとか、あるいは今まさに着手をしております大島工業団地の造成のための関連事業であるとか、あるいはスポーツ・ツーリズムの実現のために吠高原のスポーツ広場の第一グラウンドの人工芝生化であるとか、こうしたさまざまな事業に取り組んでまいりたいというふうに思いますし、観光立市郡上の3年目に向けた充実した予算であるとか、あるいは災害関連のための予算とか、災害の防災・減災のための予算というようなものを作ってまいりたいと、編成をしてまいりたいというふうに思っております。

その災害でありますけれども、災害復旧事業につきましては、先ほどの清水議員の御質問に対して建設部長のほうから答弁いたしましたように、約17億円弱に小災害も含めましてなると思っています。

けれども、大半は今年度中の予算で予算化をしておりますので、災害復旧事業そのものはごく一部、過年度災害復旧ということになるものを除いては、もう予算としては予算措置済みと、あとは執行していくということになるかと思っておりますけれども、今回を鑑みまして、いろいろ住民の皆さんからもおっしゃっていただいている避難所の関係とか防災の備蓄品の関係であるとか、あるいは河川の安全性を増すための市としても例えば、いろんなその鑑識としての水位計であるとかカメラであるとか、そういうようないろんなものが要請をされるわけでありましてけれども、そのようなものを整備すること、あるいは今回の停電に鑑みまして、引き続き、やはりこのライフラインの保全のための樹木の伐採等の事業であるとか、さまざまなそういうことについて不備のないようにやってまいりたいと、そうしたことをやはり重点に予算を組んでいきたいというふうに思っております。

御指摘のありました小中学校のエアコンの整備につきましては、今議会においてその準備のための補正予算については既に議決をいただいておりますけれども、情報によりますと、その本体の工事のために、これまで御説明をしましたように、ほぼ普通教室については全面と、その他の教室についても必要なものということで、国のほうへ郡上市としてはやりたいということで予算要望しておりますが、ほぼその要望額の9割に相当する1億円を超す文科省から内定があったようでございますので、これは来年度の予算ではなくて今年度の3月補正になろうかと思っておりますけれども、そうした内定を踏まえて今年度予算ということで対応をしてみたいというふうに——今年度というのは、平成30年度の補正予算で対応をしてみたいというふうに思います。これによりまして、特に市内の小中学校の普通教室等については、ほぼ全てのところにエアコンが整備できるんじゃないかというふうに思っている次第でございます。

最後に、この財源面のことにつきまして、もう少し詳しくお話を申し上げますと、郡上市が大きく依存をしております、この地方交付税であります。地方交付税は現在、総務省のほうの来年度、平成31年度の地方財政対策では、全国の交付税総額が平成30年度の16兆円から、平成31年度は15.9兆円ということで1,000億円ほど減額になっております。そういうことで、総額が減額になることに加えまして、郡上市としては、その合併算定替特例であるとか、そのほか過去におこした元利償還金付きの交付税措置がかなり減るといようなこともございまして、今年度の平成30年度の普通交付税総額約109億円——108.9億円でございますが、恐らく、そういういろんな特例措置がなくなることで三、四億円は減少をするということを感じなければならぬと思っておりますので、105億円前後ということを目安にして予算編成を組まなければいけないというふうに思っております。

また、合特債等については終了するというのでありますので、その他の有利な起債等をできるだけ活用するという考えながら、地方債収入のほうは組みたいというふうに思っておりますが、来年度は——余りこれはふえてほしくないんですけれども、臨時財政対策債のほうは国全体と

いたしましても、全体で今年度の4兆円から4.1兆円ということで、来年度は少し臨時財政対策債で全国的にも財源を調達しなきゃならん分がふえておるということでありますので、郡上市としても臨財債そのものは今年度が7.5億円でございますが、少しもうちょっとふやした形で予算を組むことになると思います。いずれにいたしましても、通常債とそうした臨財債と、あるいは災害復旧事業債等についてもあるかもしれませんが、そういうものを含めて起債の財源としては28億円程度というふうになるのではないかと思います。

こうした財源見込みをしながら、先ほど申し上げたように、大変厳しい中ではありますけれども、予算編成を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(11番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 11番 古川文雄君。

○11番(古川文雄君) 市長さんから細部にわたりまして、前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

特に、小中学校のエアコン整備につきましても、早速このたびの補正予算にて御配慮いただきまして、ありがとうございました。

また、ただいまの御答弁では、30年度に全て予算計上するというので、まことにありがとうございます。

ぜひとも来年の夏ごろまでに市内全小中学校の児童生徒の健康管理のために、エアコンの整備に向けて御配慮いただきますようお願いいたしますとともに、災害対策面の充実とあわせまして、それぞれの地域のバランスのとれた予算配分をいただきますようお願い申し上げます。2点目の質問を終わります。

3点目の質問でございますけれども、台風による倒木、危険木の対応状況と今後の停電時の復旧対策について伺います。

ことしの9月上旬の台風21号による大風によりまして、市内各地では倒木が多数発生し、道路の通行どめを初め、停電も長期にわたり発生をいたしました。市民の生活はもちろんのこと、市内の企業の業務にも大きな影響を与えましたことは記憶に新しいところだと思います。

9月の台風発生以降、郡上市における倒木や危険木の処理状況はいかがでしょうか。

また、市内の市道・林道の危険木の現状をどのように把握されておられますでしょうか。

今後、季節も進みまして真冬を迎えますと、郡上市では大雪も予想されます。早期に市道・林道の倒木・危険木を除去していただきまして、生活道路の安全確保対策が望まれますが、どのような施策をお考えでしょうか。

あわせまして、今回の台風時の長期停電を踏まえていただきまして、市民の生活のみならず、企業活動にも多大な影響を与えますことから、同じような事態を招かないためにも停電時の早期復旧

対策の検討を望みますが、どのようにお考えでしょうか、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） ただいまの御質問ですけれども、道路に係る倒木や危険木の処理状況と現状、それから生活道路の早期安全確保対策、それから停電時の早期復旧対策という3点だったかと思えます。

1点目、2点目につきましては、一緒にお答えさせていただきたいと思えます。

台風21号によります市内の市道・林道の倒木箇所でございますが、市道で56カ所、それから林道、これは峰越林道でございますけれども、こちらのほうで27カ所ございました。現時点では、こちらについては全て除去が完了しております。そうは言いつつ、峰越以外の行きどまりの林道につきましては、受益者で対応していただくということになっておりますので、こちらについては御理解をいただきたいというふうに思っています。

9月の下旬から10月初旬にかけて、市内全域におきまして台風の影響で木が傾いておりまして、今後の強風であるとか大雪により、倒れることによって道路であるとか電線、電話線等に支障を及ぼすような危険木の概況の調査を実施させていただきました。これは各振興事務所を中心に行っていたわけですが、その時点で一応600本から700本ぐらいあるという報告でまとめさせていただきました。

その後、実際にこの危険木の処理を行いたいということで伐採事業に着手するために、中部電力と一緒に改めて現地での詳細な確認を行ってきました。そうしているところですが、県であったり、中部電力、NTT、また個人とか事業所によって対応が進んでおったということもございます。

さらに、現地におきまして協議の中で、電線であるとか電話線に影響のありそうなものにつきましては、中部電力、それからNTTで対応していただくなどの仕分けを行わせていただきました。そういった全体的な精査をした結果におきまして、市といたしましては、伐採する危険木の数としては約170本ということになりました。

市といたしましては、これら危険木の伐採を本格的な降雪の前に終了する予定で準備を進めてきましたが、少しおくれておりまして、現在一部の地域では発注済み、それから、その他の地域でも契約段階となっている状況でございます。何とか12月中には終えたいというふうに思っておりますけれども、若干おくれるのではないかとということもあります。御理解をいただきたいというふうに思っています。

あと中部電力とかNTTによる修理のほうも、順次やっただいていっているような状況でございます。生活道路の安全確保であったり、電線、電話線の保全に向けた対応というのは、可能なところから順次実施されておりますので、そういった対応というのはとっていただいておりますというふうに

思っているので、よろしく願いいたします。

それから、停電時の早期復旧対策についてでございますけれども、これは主に電力会社の対応ということになるかと思いますが、中部電力では台風21号と24号の被害によりまして、長時間の停電が発生したということを受けまして、検証委員会によりまして早期復旧や情報発信の強化に向けた対策が発表されております。18項目にわたる対策により、停電から3日以内で大半の地域での復旧を目指すというものでございます。

新聞等でも報道されておりましたけれども、早期復旧に向けての主要な対策といたしましては、1つ目は、被害予測の精度向上に向けたデータベースの充実。それから、2つ目といたしまして、他の電力会社でございますけれども、こちらからの応援要因の事前受け入れの体制の構築ということでございます。それから、3つ目でございますが、倒木、土砂崩れなどで進入困難な箇所でのドローンを活用した巡視。それから、4つ目といたしまして、停電発生から各復旧工程を管理できる配電災害復旧支援システムの開発。それから、5つ目といたしまして、現地とリアルタイムで情報共有するための配電災害復旧支援モバイルの開発と。こういったようなことを考えておまして、早いものにつきましては、来年2月から3月の運用開始を予定しておるところでございます。

このほか中部電力といたしましては、今回の災害を顧みまして、現場での倒木処理などにつきましては、今後の早期復旧ということでございますけれども、必要に応じて地元の建設業者などの協力も得ていきたいということでございますし、あと必要に応じて引き込み線の張りかえであるとかメーターの取りかえなどについて、引き続き地元の電気工事業者の協力も得ていきたいということでございます。こちらについては、中部電力のほうから、それぞれのほうにまた協力の依頼があると思っておりますけれども、こういったことはやっていきたいということでございます。

それからあと、情報発信の強化ということでございます。今回もいろいろな情報が流れましたけれども、わかりにくかったということがございます。そういったことを含めまして停電情報について、ホームページにおきましては復旧情報という新たな項目を追加するそうでございます。復旧見込み、それから停電の理由、こういった表示内容を詳細化したり、また停電地域が地図上で確認できるようにするといったようなこともございますし、あと他の電力会社との業務提携によりましてコールセンター機能を充実させ、電話対応能力のほう、対応力を強化するというようなことが予定をされているということでございます。

早期復旧に向けた市の対応といたしましては、契約に基づく復旧作業のための前進基地として総合文化センターを初め、白鳥振興事務所であったり、高鷲振興事務所、また、日本まん真ん中センターなど、市の管理する施設の円滑な活用支援ということでも側面的な協力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 総務部長さんには、細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

来年度に向けまして市民の皆様様の安心・安全のために大雪対策も含めまして、災害発生に対処できる災害に強い郡上市の環境づくりに御尽力をお願い申し上げますとともに、停電時の対応の御答弁もいただきましたけれども、ぜひとも停電の早期復旧に向けまして郡上市の電気業者さんの皆様もお見えになりますので、ぜひ電気業者の皆さん方とも連携をとっていただきまして、早期の停電復旧をお願い申し上げます、3点目の質問を終わります。

以上、私の質問に対しまして、細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は、午後1時を予定します。

(午前11時34分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（兼山悌孝君） 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 議長さんより発言の許可をいただきました。ありがとうございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

いよいよ12月に入り、12月は師走の月であります。きょうちなみに大雪、雪が降るかどうかわかりませんが、そしてまた22日は冬至というようなことで、季節のめぐるのは早いもんだなあってなことをつくづく感じております。

そうした中で、きょうは私の一般質問、大学入試共通テスト試行調査という大学入試のテストがあったということでありまして、新聞によりますと、11月10日、11日と全国各地で行われたということでありまして。その中で、きょうはちょっとパネルを持ってきましたけれども、国語また英語について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

多分、見にくいとは思いますが、一応、パネルをつくってまいりました。これ、ここから上が国語、ここから下が英語であります。問題についても私もわかりませんが、要は国語の

問題、ここにありますがけれども、この第1問の中に文章1、2とあります。1のほうが1,000字以上あります。2のほうも1,000字以上あります。そして、国語の問題を解くときに、1、2がわからないと後に続けられないという問題だそうであります。また、英語については、問いも答えもみんな英語で答えなければならないということでもあります。パネルのほうは以上です。

そういったことを踏まえて、きのうも13番議員のほうから質問をしました。重複する部分も多々あるかと思えますけれども、そこら辺を踏まえて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

13番議員は、ことしの4月、全国学力・学習状況調査の結果と今後の取り組みというようなことで、30年度の学力の調査、また学習状況、学校教職員に対する改善等々について質問をされました。私は今回のこの大学入試の試行的に行われましたテストについてでありますので、いずれにしても生徒さんに対する質問でありますので、私は私の立場で質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

新聞によりますと、大学入試センター試験の後継として、2020年度から導入される大学入学共通テストの試行調査として、11月の10日、11日両日にわたり、全国の大学などで始まったということでもあります。参加した生徒たちにとっては、記述式等について、なれていない形に戸惑ったことがあったということでもあります。

その中で、郡上市から参加したAさんは、新試験は過去問などの情報が少なく勉強が難しい、早くから対策を始めたいと気を引き締めていたということが新聞に載っておりました。翌日には、各新聞紙上に当日行われた教科の問題と解答が公開されました。私も解答が載っていましたので、まず初めに、国語のテストの第1問について、どんな問題だったのかなと思って読んでみました。その中で、第1問は、先ほども申し上げましたけれども、文章1、2に分かれており、読みかけたけれども、余りにも字数が多くて挫折をしてしまいました。それはなぜかという、先ほど申し上げたように、文章1、文章2がある中で1,000字以上、両方で2,000字もあるということで、これは生徒たちにとって、読み取る力がなければ難しい問題だなあということをお自身思いました。また、英語については、問題文が全て英語であり、問題文も長く、国語同様、英語についても生徒たちも大変であると感じました。

そうした中、教育長にお伺いをいたします。

今回行われた大学入試の共通テストの試行調査を見て、教育長としてどのような感想を持たれたかお聞きをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 11月に行われたプレテストの感想をとということですので、私も問題のほう見させていただきました。どの教科も受験生の知的好奇心を刺激するような工夫がされた問題が大

変多く出ておるといふことで、一層思考力、判断力、表現力を含んだ読解力をつけていく必要があるというそういう感想を持ちました。

なぜそう思ったかということについては、それから読解力というのは何かということ、私もちよっと今回の数学の問題で御説明をさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

皆さん方は学生時代、数学は得意だったかもしれませんが、ちょっと小、中のときの勉強をおさらいします。今回は図形でお願いします。直角三角形には3つの角があって、それぞれ直角と30度と60度、それから、それ以外にも比が3対4対5であるとか、それから面積を出すときに、中学校では三平方の定理というようなことを勉強していただいたと思っています。それらをもとに、高等学校ではどんな勉強をしているかということ、もう少し高度になって、ここにある60度の角をどんどん狭くしていくと、当然、上の辺が短くなってきます。その変化してくることを式やグラフであらわしてくださいというような勉強をした人たちが、今回受験をしました。

その受験の問題を読ませていただきます。

まず、「久しぶりに小学校に行くと、階段の1段1段の高さが低く感じられることがある。これは、小学校と高校とでは階段の基準が異なるからである」という出だしになります。まず生活の中で体験した問題で引きつけている部分があります。当然、その中には学校の写真が載っているということで、次に「学校の階段の基準は別紙建築基準法によって定められている」、別紙が数学の問題についてきますが、それがついてくるのが建築基準法という法律の文書がついてきます。そこから問題が出てきます。「高校の階段では、蹴上が18センチ以下、踏面が26センチ以上になっており、この基準では傾斜は最大で約35度である」という問題が出ます。今まで、小学校、中学校でいくと各辺はAとかBとかそんなようなあらし方をしていましたが、ここでいうと、私もどこが何という名前かわかりませんでした。要は、この建築基準法の文面を読んで、蹴上とはどこで、それから踏面、僕も最初は「ふみめん」とか読むのかなと思った、「ふみづら」という国語の読み方も必要なんですが、つまりこれが階段としたら、この高さの部分が蹴上と呼んでいて、それからこの足を置く部分が踏面と呼ぶということ、これによって理解をして問題にかからないといけないということですが、それが丁寧に書いてあるかということ、出ているのは建築基準法の基準としてあらわされているので、この中から必要な自分が答えるためのデータを探してくる必要がありますし、最初にあったように、その中に小学校と高校、中学校は高さが違いますよということが書いてあります。それも、例えば小学校でいくと蹴上は16センチ以下、中学校、高校は18センチ以下で2センチの違いがあるということと、ちょうど書いていなくて「以下」という表現にしてあるとか、角度は小学校は約32度とか、それから高校、中学校は約35度というような書き方がしてあるということでございます。

それで、こういうのをまず読んで、問題を理解する必要があるということで、その後問題が出

てきます。「階段の傾斜を、ちょうど33度にするとき」この角度をちょうど33度にするとき、「蹴上を18センチ以下にするためには、踏面をどのような範囲で設定すればよいか、踏面をXセンチとしてXのとり範囲の値を求めるための不等式を33度の三角比とXを用いてあらわせ」という問題になってくるんです。多分、皆さん、おわかりになったかもしれませんが、タンジェントの考え方を使ってくればこういうふうな答えが出てくるかと思います。

このように、数学の問題においても、多くの資料を出して、直接必要なものは与えないで、その資料から自分の多くのデータの中から必要なものを読み取っていかないと解けないような問題になってきています。つまり、国語だけじゃなくて数学や他の教科においても読解力、その力が必要になってくると、そういうことでございます。その力がつくように、現在、小中学校では主体的、対話的で深い学びができるようアクティブラーニングとありますが、そういう授業改革をしてきておりますし、それにあわせて高校も、今までのような知識を主体としたものではなくて、こういう問題に対応することは、この入試改革によって授業が大きく変わってくるものであるというふうな考えを持って、非常に注目しておるところです。

そのほかにも、先ほど言われたように、英語の問題が問題も英語で書いてあるというような状態になってきます。小学校で英語の教育が始まってきます。また、プログラミング教育も始まっていきます。今後はこういった新しい学習指導要領の着実な実施、子どもたちに力をつけていく必要があるなあとそういうことをこの問題から感想とと思いました。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。今、教育長さんは、数学の問題について御説明をいただきました。私はこの先ほどパネルで見せた国語について、先ほども申し上げましたけれども、2つの文章の内容がよくわからないと、後の問題には入っていけない。やはり合わせて2,000文字以上の文章であり、先ほども言いましたが、もう時間が決まっておる、つまりテストの時間が決まっておるという中でやらなければならない、そういった論文のような文章であることから、生徒たちがかなり読む力、解く力、今、教育長さんがおっしゃいました読解力、まさに読解力がついていないと答えは見いだせないと思いました。

今現在、多くの子どもたちがパソコンやスマホに親しんでいる状況の中、このような難しい問題に対処していかなければならないことに、私は大きな不安を感じました。けれども、対処はしていかなければならないと思っております。

そこで、第2問目であります、小項目で4つほど質問しておりますが、一緒に質問いたしますので、お願いをいたします。

今後2年後に、この大学入学共通テストを受けることとなりますが、とりわけ、郡上市の子どもたち、特に中学生の読書についてお伺いをいたします。

読書については、生徒たちは学力の土台になる国語力を育てるということでもあります。つまり、読解力、思考力、表現力が身につくと言われております。そうした中で、生徒たちは1週間に平均何冊ぐらいの読書をしているのか、また、読書の中で、小説また今回テストに出ている論文などの読書の傾向にはどんな特徴があるのか、また、学校での読書の指導では、読書の力をつけるためにどのようなことに力を入れておられるのか、そして、来年度予算も含め、教育委員会として大学入試共通テストにも耐えられるだけの読書の力を高めるための施策を講じる計画であるのか、お答えできる範囲で御答弁をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えします。

市内の8つの中学校にお聞きしました。1週間の読書の平均は約1.5冊ということでした。その中には、図書館で借りて自宅で読む本とか、学校での朝読書は実施しておりますので、そのとき読む本も含まれております。

次に、図書館で貸し出している分野で見ますと、文学が約半分の50%、それから社会・歴史については20%、理科・科学という分になると10%ぐらい、その他が20%というようなことになっております。

それで、朝読書では本を持参する生徒もいますから、ベストセラーになっている小説や話題になっている小説などを読んでいることもあるようです。ちなみに、学校図書館の貸し出しの人気小説は、恩田陸の「蜜蜂と遠雷」とか、それから宮下奈都の「羊と鋼の森」、また「10年後の仕事図鑑」というところが上位に入っていると聞いております。

それから、読解力について、先ほども私お話をしましたが、大変難しいいうふうにとられるかもしれませんが、簡単に言いますと、「文章の組み立てや全体の意味がわかり、それについて自分の考えを持ち、次の学習や生活に活かしていく力」こういうふうに捉えております。先ほどの問題を解く力がそういう力というふうでございます。特に中学校の国語では、この読解力を鍛えるために授業改善に取り組んでいるところです。さらに、教科でつけたこの読解力を、例えば読書感想文とか国語弁論、それから青少年の主張などの文章づくりで一層鍛えております。郡上ではこうした活動を、以前から大事に継続しているところでございます。

また、自分の考えを持ち、生活に生かすという先ほど言った部分ですが、生徒会の集会とか、それから各種学校の行事、それからよく皆さんよく見ていただく市長さんとのふれあい懇談会とか、生徒会交流会、それからまちづくりフェスティバルなど仲間と協同するときにも発揮されて、そういう力も鍛えられておると思います。課題としては、こういう場で鍛えられている生徒は、ほとん

どが各学校のリーダー的な子たちなので、今後はどのように多くの子にこういう力を広めていくか、このことが大切だと思っておりますし、読書活動がそれに一番効果があるのではないかなあと思っております。

その読書活動については、中学校の生徒会活動の一つとして、生徒の自治的な力の育成にあわせて、例えば図書館だよりとか図書館祭りといった行事によって活動の活性化を図っておりますし、特に最近では、皆さん御存じですか、野球で活躍している根尾選手が大変多くの本を読んでいるということが報道されたこともあって、普段余り読書に意欲を示さなかった生徒もよい刺激を受けていると聞いております。

また、学校の職員の方々のお話を聞いたところ、大変、寄附金等を活用いただいて、新刊本が多くなったことから、図書館に足を運ぶ生徒が多くなっていること、また学校司書の配置により、図書館の環境や経営が充実しているという声が寄せられております。そうした効果もあって、美濃地区で行っている図書館教育の審査会でも、郡上市の小学校は2年連続で最優秀賞をとっておりますし、白鳥小学校においては、図書館教育で文部科学大臣賞を受けております。個人でも、今年度、てのひら文庫で全国的な読書感想文の審査において、和良小学校の1年生の子が低学年の部門で最優秀賞をとっているというふうでございます。これに至るには、学校だけじゃなくて、市の図書館の職員にもブックトークとか本の貸し出し、それから小中学校の職員の研修などの支援、さらにボランティアによる読み聞かせ等の読書活動への支援があることが上がります。平成31年度の予算においても、より質の高い読書活動ができるように図書購入費やそれから図書館司書の研修を初めとした学校図書館教育の推進事業に充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

新聞の解説によりますと、今までは知識の量を見てテストから考える力や表現する力をつけるテストに変わっていくということでもあります。ややもすると、これまでの授業は詰め込み式の授業、情報化社会の中でパソコン、スマホ等知識を得ることはできるようになったと考えております。これからの教育は、それプラスみずから考える授業に変わっていかねばならないと書いてありました。高校の授業が変わることはもちろんでありますけれども、小中学校、特に教育委員会として中学生の授業にも御配慮いただければありがたいと思います。

さて、この新テストが本番を迎えるのは、今の高校1年生が受験の第1期になるということでもあります。新聞によりますと、それぞれの学校においては、問題文の量が多くて、今までの試験よりも読む力を求められていると感じたということでもあります。先ほど申し上げました読解力だと思っ

ております。また、今までの授業でこれやっておけば大丈夫だという見通しが立たない、また受験する生徒たちはさまざまな分野にバランスよく関心を持ってもらえるよう努力しなければならないと、指導の改善も必要だということでもあります。こういったことを踏まえ、市内の中学校においては、先生方には一生懸命生徒たちのために学校の教育方針等を決めて御尽力をいただいております。

その中で、3点目として、市内の中学校で行われている授業について質問をいたします。

前段で申し上げましたように、考える力、また表現する力を身につける授業はどのようなことで行っているのか、またこの授業を改善するところがあるとすれば、どのようにすることがいいのか、また、教育委員会として考える力や表現する力を生徒たちに身につけることができるよう、先生方の研修また会議等でどのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） お答えします。

今、尾村議員の御質問にあったことの期待されている部分は、これからの社会それから産業界からも要請されている事項でございます。それは何かというと、自分で課題を発見して、周囲の人と協同しながら答えを導いていくというそういう力が必要であるということで、そのことも含めて先ほど申し上げたように読解力は必要であると、そのことを目指して、現在、新しい学習指導要領は完全実施になるのは、小学校が2020年、その翌年が2021年から中学校というふうになっていますが、現在は移行期間ということで、それに合わせた授業改善をしております。従来は、個別の指導でドリル的なことも多くて知識を入れることが多かったんですが、先ほど申し上げたように、アクティブラーニング、主体的で自分で課題を見つけて、それから次に、対話的というのがありますが、1人じゃなくてみんなと話し合って1つの答えを導いていく、またその答えがない場合もあるので、答えに向かって努力していく、そういう学習をして学びを深めていく、そういうふうに今各教科は授業改善をしておるところでございます。

ただ、その授業だけでは変わっていかないので、教科以外にも総合的な学習の時間等の指導で、体験とか宿泊研修とかそれから勤労体験学習、それからGood郡上プロジェクトなどの学習を通して、実践的な思考力とか表現力を鍛えているところでございます。また、授業の中でもチャレンジタイムというのを設定して、生徒がみずからの力で、また仲間と協同して課題に挑むようなそんな時間を各教科でつくり出すように考えております。

八幡中学校では、総合的な学習の時間の出口として郡上未来会議を位置づけて、思考力、判断力、表現力を意図的に鍛えていくような場を設けておりますし、また白鳥ブロックについては、小学校から高校まで、特にノート指導に意欲的に取り組んでいます。6つの小学校、それから白鳥中、北高の教務主任等の会でもノート指導の交流を行ったり、夏の合同教科部会においても、各教科ごと

のノート指導を話題にしています。また各学校ではノートの展示会や定期的に行われる自分のノートをつくること等を通して、ノートに思考力とか表現力をあらわしていく、そういう力をつけていきたいというふうにノート指導が効果があるということで、読書に加えてノートの指導にも力を入れているところでございます。

では、職員の方々にはそういう研修を、市のほう、それから各校区でやっていただいておりますが、課題として願っていることを申し上げます。職員には、今後読書活動の推進やそれから読解力の育成のために、ぜひ子どもたちのお手本になってほしいなと思っておりますので、教師みずから本に触れる時間が多くなってほしいということを切に願っております。しかしながら、大変多忙な先生方ですので、なかなか読書を楽しむ時間が確保できないということもありますので、教職員が笑顔で子どもたちと向き合う心のゆとりや、読書の時間がとれるよう、あわせて働き方改革のほうも進めていきたいと思っております。子どもたちの読解力が向上するように、これからも授業改善や教員の指導に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。私が思っておりますことは、スポーツはやらなければ筋力が衰えていく、脳は使わなければ脳がかたくなっていく、まさにまだ生徒たちは若い若者であります。そういった中で、教育委員会として今やれることをやっていただき、将来を担う子どもたちのためにも御尽力をいただければと思っております。

さて、私は子どもたちにとって一番大切な教育環境は学校だと思っております。また、子どもたちを指導していただくのは先生であります。大きく変化する社会の中で、特に今回の大学試験の共通テストは、大学を目指す、大学を目指さないのかかわらず、これから生きていく子どもたちにとっては、生きていくために大切な学力の問題であると考えております。教育委員会として、今、教育長さんがおっしゃっております読解力、まさに読み解く能力を指すという意味だと、私は思っております。そういった読解力の向上や先生方の授業を充実していただく研修等のあり方についても、今後、効果的な施策を講じていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、15番 尾村忠雄君の一般質問を終了します。

◎議案第148号から議案第162号までについて(質疑・委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程3、議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程10、議案第162号 市道路線の廃止についてまでの

8議案を一括議題として質疑を行います。

議案第148号から議案第152号までの5議案については、質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第153号について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに質疑をいたします。

このような新旧案が出ておりますけれども、そのうち3ページの別表になりますけれどもお願いいたします。

この別表中、この別表第2の備考のところの食事利用の場合は使用料は徴収しないとあります。また、客室のA、B、Cの利用時の使用料を徴収しない場合という場合の利用のあり方というものを説明をいただきたいと思います。また、あわせて食事利用とはどのような種の食事を指すのか、説明をいただきたいと思います。

2点目といたしまして、この別表第2のうちの部屋別の使用料のうち、使用料の額、全日これ8時間ですけども、8時間とは何時から何時を指しているのか、説明をされたいと思います。

もう1点、この使用料にはサービス料は含まれておるのか説明をいただきたいと思います。また、定員以上の利用のある場合は、その使用料はどのように設定されるのか説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、順番にお答えいたします。

まず、一番最初の御質問でございますけれども、客室A、B、C利用時での使用料を徴収しない場合の利用のあり方、これについてでございますけれども、想定で例えば申し上げます。例えば、積翠園が非常にいいところを買収されたので、グループあるいは家族などで、泊まりはしないけども部屋を使って積翠園から特別料理を注文して、そこでその料理を食べながら楽しく過ごす、いわゆるパーティーということです。それをする場合には、食事料金は当然いただきますけれども、その場合の客室の使用料はいただかないというのを想定しております。

そして、ケース2としましては、1階の大会議室、よくコンベンションで使うところ、あそこでいわゆる展示会を開いて、朝からいわゆるいろいろな展示をして説明会をしていてというそういったコンベンション利用をする場合に、昼御飯にあそこを使おうと思っても、展示物があってそれが使えないと、普通でありますと2階のレストラン、そこに移動して昼御飯をとってもらうところで

ありますけども、その日に2階のレストランもお客さんでいっぱいであるという場合に、では食事場所としてスタッフの方として食事場所として客室を使ってもらいましょうといった場合に、その場合には客室を提供してお弁当を食べていただく、その場合には、当然ですけども、大会議室の使用料とそして食事代、お弁当代はいただきますけども、食べてもらうための客室の使用料はもらわないと、そういったことをまず想定しております。こういったのが、1番に対する御回答というふうに考えております。

続きまして、食事利用とはどういうことかということでもありますけども、この場合には、いわゆる積翠園が提供する食事をとることを目的として、その施設を利用するということです。例えば、よく宴会も使います、1階の大会議室、宴会使いますが、それはそこで出される宴会料理をとることを目的として、その場所を使うわけですから、さっきのことと同じように食事代はもらうけども、そこを使用する場合の場所代、部屋代はいただかないとそういうふうになりますので、そういった理解をしております。

あと、ちなみにでございますけども、客室におきましてルームサービスというのをとることがありますし、実際とっていらっしゃる方もいらっしゃいます。この場合には、いわゆるサンドイッチ、おにぎり、あるいは飲み物なんかもありますけども、その場合には、これは食事利用には該当しないという理解をしております。

続きまして、時間のことでございますけども、いわゆる宿泊、部屋の使用料のうちの使用料の額、全日8時間というのは何時から何時までかという御質問でございますが、これについては、条例の本文のほうで、宿泊以外については午前9時から午後の10時までとするという規定がございますので、この間の8時間ということであります。例えば、具体的に想定しますと、会議室、和室などを使う場合に、約8時間という、朝の9時から使い始めると夕方5時までで8時間あります。これを使う場合が一つのパターン、もう一つ、夜の10時まで使えるというふうにしておりますので、例えば午後の1時から午後の9時まで使うということを想定した場合に、じゃあ実際10時間以上使った場合とか、そういう場合どうなるんだということですが、それは、いわゆるサービスの提供ということを考えまして、例えば8時間を超過する場合でも、いわゆる会場の準備、あるいは片づけ、そういったものを含める時間ということで、最大でも8時間の料金をいただくのが最大というふうに考えております。ですから、4時間と8時間の区切りですが、じゃあ6時間はと言われたら、その場合には8時間の料金をいただきますということでもあります。

繰り返しですけども、ここに書いてある料金はあくまでも上限料金ですので、これを上限にして、指定管理者がいわゆるプライスレスといいますか料金表案をつくって、市長の承認を得てオーケーを得た上で運用するということは、全ての前提条件でございます。

また、最後の御質問でありますけども、サービス料ということですが、今回の場合ですと、いわ

ゆるサービス料、旧の条例では、これは奉仕料というふうに書いてございますけども、今回は、サービス料は使用料金には含まれておりませんし、別途サービス料をもらうということも考えておりません。ですから、従来の場合は、奉仕料は使用料に含まれるとありますから、一応、奉仕料という考え方はあったわけです。しかし、昨今、特にインバウンドを意識して考えましたけども、外人さんの場合には、根拠のないサービス料というのを宿には払うというのは、非常にいろいろと御不満も多いというふうに聞いております。ですから、今回はサービス料という考え方自体をやめまして、そういった意味からこの備考からも削除した、そういった経緯がございます。

あと、一番最後ですけども、定員以上の場合の設定はあるかということでございますけども、定員といたしますのは、この表にございますけども、会議室、大きいところで200人ですとか、あるいは客室の4、4、3とありますが、一応これを定員というふうに考えておりますので、これ以上の料金の設定というのは考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) そしたら再質問いたしますが、私はこの4時間で客室A、B、C、Aはスイートとか書いてありますけど、この4名で2万円というものが、今、部長の説明されました、その食事は特別料理などを注文して、いわゆるパーティーのように使用した場合、お金かからないと言われましたね。じゃあその根拠をお示しいただきたいわけですが、例えば、1人が5,000円の料理をとったとします、3,000円でもいいですよ、コースがあるでしょうから、それ4名とられて、5,000円だとしたら2万円ですね。そしてそこでの料金の中から部屋代を捻出していくという考えだろうと思いますけど、じゃあその4名入られたその部屋を掃除する、掃除には時給が幾らぐらいの人が何時間で済みますのか、その後リネン代は幾らなのか、光熱水費は幾らなのか、損料は幾らなのか、それは検討されての食事代だけ、2万円からもし食事だとしたら、普通なら35%ぐらいから40%よいもので、原材料費、あと光熱水費、人件費、かかって、2万円の食事でこのリネン費、掃除代、光熱水費、損料、もちろんこれ考えてゼロ円にしたんだろうと思うんですけど、その食事代だけでもとが引けると、絶対もとが引いてはいけないような商売するものじゃない。だからそれはもちろんやっていると思うんで、その説明をいただきたい。

それと、この条例上にこのサービス料のことですけども、旧の条例には奉仕料に含まれると書いてありました。解釈によると、奉仕料、サービス料というものは同じものですね。というのは、これ、実際の奉仕料、サービス料というのは、簡易税の適用の事業区分でいうと第4種区分であります。ですから、私はこれ条例上には、本来ならばインバウンドを意識したとかと言いますが、インバウンドでたくさん来られる和風の京都のあたりでも、温泉地でも、たくさんインバウンドを迎

えられる施設は民間にたくさんあります。そこで、サービス料というのは大体10%から13%というものを取られているのが当たり前で、これ日本の文化なんです。そのインバウンドだけを意識してこれをなしにしたというのは私おかしいと思う。税の適用区分しっかりと第4種となっているんです。だからこれが、取らうまいが取ろうが、これはうたうべきもんだと私は思うんです。ですからおかしいと、まず、そう思います。

じゃあこれ前なぜこれは、前の旧条例では奉仕料と書いたのか、そのときは多分そういう税法上の解釈があるから書かれたんだろうと私は思うんです。そこを御説明いただきたい。

これ、考えてみますと、やはりお食事とってくれたから、特別料金の食事ってどういうものかまだメニュー設定ができていないと思いますけど、その他の食事、特別料金を頼んだ場合のパーティーを想定したというので、これを無料にするというような商売はどこにも私ないと思う。実際の実費、完全な実費です。リネン費、掃除の人員費、損料、光熱水費、それプラスしたものだけぐらいはやっぱりいただくようにしないといけないと思います。というのは、例えばこの使用の方法をパーティーじゃなくてもいろんな使用方法がありますね。ここで食事をとったら、スイートルームただですよ、じゃあ寝不足だったからここで寝ていこうかと、別にパーティーをそこでお酒飲んだり、持ち込んだりしてしなくてもいろんな方法が考えられてくるわけです。これ、無料となると。無料だからいけないと私思ってるんです。ですから、まず、この積み上げの根拠を、その経費、1つの部屋を掃除するとした場合の、それにしっかりと5,000円の料理か1万円の料理でもいいです。それでもとが引けるものの計算ができておれば、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 観光課長より答弁させたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） では、観光課長の入場を許可しておりますので、お願いします。

観光課長 五味川康浩君。

○観光課長（五味川康浩君） 失礼します。観光課長の五味川です。よろしくをお願いします。

山川議員からの御質問の追加御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、いわゆる客室を食事利用する場合の特別料理ということですが、現在、想定的にはいわゆる部屋の使用料を上回るような、お1人当たり例えば1万円から1万5,000円というような料理料金設定を考えております。これは、先ほど言われた、まずは部屋の使用料より料理代でその分がしっかりペイできるということは1点ありますが、その上でなぜこういった利用体系を考えているかについては、積翠園という新しいコンベンション施設、いわゆる公の市民の方の御利用をいただける施設ということで、いろんな機会でも市民の方に御利用をしていただきたいと。例えば、お泊まりいただくには、市民の方は自分のところがあるけども、やっぱり積翠園をちょっと雰囲気味わってみたいというケースはあるのかなあというふうに思っています。ですので、こういった

ケースの中で、完全ペイというよりは、そういったことで触れていただくことが次の宿泊につながる、あるいは御利用された方があそこはすてきなホテルやと自分のお知り合いにも勧めていただくということが出てくると思いますので、細かな、例えば、今言われたようなリネンの料金とかそういうことではなくて、むしろ次につながる投資という部分も踏まえながら、こういう料金設定、使い方を想定しておるということでありますので、御理解をいただければというふうに思います。これが1点目です。

2点目、サービス料のお話ですけれども、いわゆるサービス料につきましては、以前は税法上、非課税という項目になっておって、いわゆる通常の宿泊料金プラスサービス料を取っても、サービス料の部分は非課税であったという恩典がありました。ところが今は、税制改正がなされて、いわゆる全て課税対象になっています。ですので、例えば1万円の宿泊料があれば、10%のサービス料が取られると、それに消費税を掛けたものがいわゆる最終的なお支払い料金になるということです。

旅館、ホテルというのは、できるだけお客様に値打ちな、高い金額ではなくて、少しでも安価な料金形態でPRをして、いろんなホームページを見ていただくとわかりますが、料金は1万円からとかそういう表示がほとんどですし、またその表示につきましても、税サ込みというのがほとんどのいわゆる料金表示として出ているものです。ところが、こちらの積翠園につきましては、一つは、やはり形はどうであれ市の公の施設ということが1点あります。市の公施設には、こういった積翠園以外にサイクリングターミナルであったりコテージであったりそういったものについては、一切奉仕料というものの料金形態はつけておりません。

また、先ほど言われたような、いろんなところでサービス料をインバウンドでもあるということですが、実際、このサービス料というのは法的根拠がある料金形態ではないということです。始まった経緯は、外国がチップを渡す文化があるのに対して、日本の場合はそういった文化がないと、それにかわるものとして、商習慣としてサービス料を設定しております。ただ、それでトラブルになるのは、チップは個人の裁量で額も決めれるし、サービスを受けた方に直接渡すと、それに対してサービス料というのは額が一律に決まっておって、なおかつ渡す相手先は泊まった会社というかそういうところに渡すということが、やはり外国の方にとってはひとつ違和感がある部分と、宿泊料でもらえるサービスとサービス料でもらえるサービスの違いということも、やはりいろんな観点の中で御意見が出ておるところです。

現実、旧の改装前の積翠園におきましても、料金形態の中ではサービス料は幾らといった表示はさせていただいていないと、あくまで宿泊の中で税金をかけて徴収をしておりますので、公の施設の中できちんとそういったサービス料は含まず、サービス料も徴収せず、正規の料金の中で最高のサービス、もてなしをしていくという観点の中から、今回、奉仕料を削除させていただいておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) 議長さん、3点私質問しとるもんで、再々質問より、もう1つぐらいいかもかもしれませんがちょっとお願いします。

反論じゃないですけど、お伺いします。

この客室A、B、C、宿泊のほうです。Aやったらスイートと言っていて、ここで1万円から1万5,000円のを注文してくれて、宿泊料よりも高いものを定義として御注文なさったお客さんに対しては無料だと、それ以下は取るんやという感じですね、今の答弁では。答弁でそんな感じに聞こえたんです、私は。1万円から1万5,000円の料理というのをつくれる方も献立できるかと、それはもちろん用意されるんだと思うんで、それは可能だと思うんですが、そしたら、それに比べると下の大会議室、これは本当のパーティーですよ。これ無料ですよ、頼めば。もちろん会場費込みなので今までですと5,000円で2時間とか6,000円で2時間とかそういう頼み方してましたから、それでいいんだと思うんですけど、そのほうがずっと安いんじゃないですか。1万円や1万5,000円じゃなくても、大勢入るから安いという意味でつけたかどうか、そのあたりちょっとわかりにくいんです。

そして、もう1つ、サービス料の件ですけども、サービス料がそんなインバウンドを意識してといても、本当に実際、いろんな温泉場とかのどこ調べてみてください。サービス料つけてあるとこが多いですよ。外国人が大勢来るところで。多分、郡上よりももっと来るところで多いんです。これはその習慣に合わせたとかというよりも、実際そうなんです。今、サービス料込みの話で、消費税掛ける1.08と言われましたけど、本当は、サービス料はまた別であって、宿泊料に1.08掛けて、またさらにサービス料に1.08掛けると1.18になる、計算上は。そういうことも今課長言われたことと違うんですが。だから、私が思うのは、やはりこれはしっかりとうたっとくべきでないかということ、まんだ幾ら説明いただいても言いたいんです。

○議長(兼山悌孝君) 五味川観光課長。

○観光課長(五味川康浩君) 失礼します。まず1点目のお部屋の使用については、あくまでこれはレアケースであり、思いとすると、閑散期の中で部屋がお使いいただけないケースの中で道を開くということで御理解をいただければというのが1点目です。

2点目につきましては、先ほどのサービス料の計算というのは、例えば売り上げが5,000万円以下の簡易申請の場合については、いわゆるみなし控除という形の中で、サービス料に対しては一定限の経費とみなされて計算をしますが、積翠園の場合は5,000万円以上の売り上げですので、こちらはそういった計算ではなくて、あくまで全ての売り上げ、そしてそれにかかった経費に対し

てということが課税になりますので、若干、計算につきましては、先ほどお話したのは簡易課税の場合と積翠園の場合では違うということ、そして積翠園自身が従来からもサービス料という料金形態を明細としてつけて請求をしているわけではなくて、明細からはいわゆるそれだけの項目が幾らと表示はせずに、総額での御請求をしておりますし、今後についても新しいリニューアル後もそういった予定をしておるといってお聞きしておりますので、できればこういった形で、奉仕料がついていないから悪いということじゃなくて、むしろ売りはサービス料はいただきません、だけでも正規の料金で最高のサービスをさせていただくということのほうが、公の施設としてふさわしく、また売り物になるということで信じておりますので、いろんなお考え方はあるかと思いますが、御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) もう1回だけ。

○5番(山川直保君) 答えていないけど。もう1回、あと1回だけ質問します。いいですか。

○議長(兼山悌孝君) ラストで。

山川直保君。

○5番(山川直保君) ラスト、はい。済いません。

さっき1つ目、答えられとらんので、要は、大きい宴会場使われた場合のほうがすごい高くなると、スイートルームをただで食事頼んでやったほうが安くなるというようなことで、ちょっとおかしいんじゃないかということをお聞いたんです。

それと、あと、2つまとめて言います。私、ですから、この備考の欄は食事利用の場合は使用料は徴収しないということを書かずににおいて、あと、要項とかいろんなことでやっぱりこれ客室からでもある程度は食事だけのときはただにせず取るべきですというふうに考えていただきたいと思います。食事利用の場合は徴収しないなんてことは書かずに、どんな食事のことから、はい、あなたは1万円以下だからだめですとか、宿泊料金超えていないからだめですなどのことが、繁忙期、そうじゃないときということをお判断して言えないでしょう。ですから、書かずにおけばいいと私は。

それと、もう1つ、あと1点聞いておきますけど、これ、消費税込みの値段というふうにお聞きしておりますが、今度10月1日から10%になります。例えば2万円やったら2,000円が内税になるんです。大きいです。本当に大きいです、この10%というのは。しっかり納めんにならんし、取っとかにならんし、税金分としてキャッシュで。本当にそのあたり計算されたんかなあと私思うんです。また今度、12月くらいになったらこれは料金改定せなあかんとか、そういうようになってきてもらっても困るし、あとほかの公共の施設の中での使用料、前5%か8%になったとき、何百何十円までの使用料を条例にうたっていますよね。これ何やって言ったら、3%分、ちょうど四捨五入

すると1円単位がなくて10円単位でそうかと言って納得した条例もあります。ですから、私、これ今度2%上がるのも、非常に大きな問題だと思うんです。そのあたりもしっかりと経営の感覚で計算されてやるのならば、例えばの話、これ2万円のところやったら2万2,000円と書いたら余計わかりやすいんです、これ。10%と見込んで。これも本当内税にしてしまうんなら、本当にそういう覚悟が要ります。10%にする重みは本当に大きいんで。

その2点についてお伺いします。

○議長（兼山悌孝君） 五味川観光課長。

○観光課長（五味川康浩君） 失礼します。ちょっとごめんなさい。冷や汗かきましたので、質問飛ばしました。ごめんなさい。

1点目のいわゆる大会議室と客室のほうが御説明がないということでしたけども、先ほどお話ししたのは、大会議室は食事利用をメインにしとる考え方、それに対して客室については、繰り返しになります、あくまで宿泊がメインですけども、例えば閑散期で使われない中で、次に使う使用ということですので、その辺が考え方が少し違ってくると。これも繰り返しですが、あくまでレアケースですので、1件1件そのことを大きくうたって呼び込むというよりは、施設をいかに有効に利用するかという観点で考えておる一つのケースと御理解いただければと思います。

消費税等のことにもお話がありましたが、この条例自身につきましては、料金形態は消費税を含んでいない料金形態で別表が表示してあります。これは改正を今回上げておりませんが、設定された条例の中で第9条第2項について、この別表の範囲において消費税相当額を加算してという表記をうたっておりますので、この料金に結果的には条例の中では消費税を加算するということですから、逆に言うと現在8%ですが、10%に改正されたとしても、条例改正をする必要がないと言ったら語弊がありますが、そういった部分は条例の中で既に担保をされておるといことです。

いろいろ大変積翠園に対して御愛着を持って御提言をいただいておりますというふうに理解しておりますが、結果的には、こういったものは公の施設ではありますが、しっかりその上限を決めた中で細かな部分については、指定管理者があくまでこの範囲の中で利用料金設定を行っていくということです。その上で例えばハイシーズン、徹夜おどりのような繁忙期、そしてこの料金の中で想定をしとるいわゆる宿泊のメインの土日休日、これ以外に閑散期ということがあります。今の想定は、ハイシーズンは100%の稼働で、いわゆる土日休日は75から80ぐらいの稼働、オフシーズンが35から40ぐらいの稼働とそういう想定をしながら、約売り上げとしては宿泊だけで1億円という一つシミュレーションはしておりますが、いずれにしてもこれは経営の範疇の中で、今後、机上では定めておるけども、やはり国の経済動向であったり、お客様のニーズに合わせて、場合によって料金のプライスレスということは利用料金の範疇の中でできることですので、すべからく市がそのことをシミュレーションしやるというよりは、この上限の中でいかに実態に当たる指定管理者のほうが、

実態に合わせた料金体制運用の仕方をしていくことが大切かなというふうには思っておりますので、今後、もし条例をお認めいただければ、その上で実際の利用料金形態が申請として上がってまいりますので、その上で議員の皆さんにもそういった料金形態をお示しし、あとはできれば議員の皆さんも御利用していただいて、実態の料金と御感想をいただいて、それを今後の経営に反映できればというふうに考えておりますので、詰めが甘いというよりは、そういうことも考慮しながら新しい積翠園の施設を皆さんに御活用していただきたいというふうに感じておりますので、全ての御質問、御満足というようなお答えにはなっておりませんが、御理解をいただければというふうによりしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) これも委員会があることですから、また委員会でもやっていただけると思います。2つだけですけど、郡上市の条例の中の使用料に関しては税込みと税込みじゃないものがあります。普通の体育館等、ああいうものの使用料は税込みになっていますし、こっちは、私間違いました、税別での値段です。ですから、条例上そういうのでいいのかなと。もし税込みと書いてあればこん中で指定管理者がその範囲内でやればいいことです。だから別にこれ税込みでも別にそれはいいのかもしれません。もっと上げんとけばいいのかもしれませんけど。

それと、あとこの事業区分が第4種に当たることから、この旧条例では奉仕料としっかりこれ書いてありますが、ここにはサービス料及び使用料は取らないとか含むとかそういうの書いとくべきでないかと思いますが、そのあたりだけまた考えといてみていただければと思います。

以上です。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、議案第153号の質疑を終わります。

議案第161号と議案第162号の2議案については、質疑通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第148号から議案第162号までの8議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員に審査を付託いたします。

ただいま、所管の常任委員会に審査を付託しました8議案については、会議規則第44条の1項の規定により、12月18日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第148号から議案第162号までの8議案については、12月18日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけるよう決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時06分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員